【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出日】 平成17年12月26日

【中間会計期間】 第63期中(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

【会社名】 株式会社損害保険ジャパン

【英訳名】 Sompo Japan Insurance Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 平 野 浩 志

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【電話番号】 東京(3349)3111

【事務連絡者氏名】 経営企画部課長 會 田 晋 平

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【電話番号】 東京(3349)3111

【事務連絡者氏名】 経営企画部課長 會 田 晋 平

【縦覧に供する場所】 当社 横浜支店(横浜市中区本町2丁目12番地)

当社 埼玉支店(さいたま市大宮区桜木町4丁目82番地1)

当社 名古屋支店(名古屋市中区丸の内3丁目22番21号)

当社 北大阪支店(大阪市中央区瓦町 4 丁目 1 番 2 号)

当社 神戸支店(神戸市中央区栄町通3丁目3番17号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄3丁目3番17号)

証券会員制法人福岡証券取引所

(福岡市中央区天神2丁目14番2号)

証券会員制法人札幌証券取引所

(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間および最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

連結会計期間別	J	自 平成15年 4月1日 至 平成15年 9月30日	自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成15年 4月1日 至 平成16年 3月31日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日
経常収益	(百万円)	936,818	955,055	954,189	1,897,080	1,899,801
正味収入保険料	(百万円)	697,115	701,209	708,220	1,377,899	1,376,232
経常利益 (は経常損失)	(百万円)	58,088	12,751	51,469	125,019	69,244
中間(当期)純利益	(百万円)	31,672	7,780	38,536	55,087	51,765
純資産額	(百万円)	679,194	792,690	1,106,144	792,839	902,294
総資産額	(百万円)	5,515,964	5,822,616	6,296,990	5,689,036	5,874,858
1 株当たり純資産額	(円)	690.05	805.34	1,123.95	805.47	916.83
1株当たり 中間(当期)純利益	(円)	32.16	7.90	39.15	55.91	52.59
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益	(円)	31.93	7.86	39.13	55.50	52.22
自己資本比率	(%)	12.31	13.61	17.57	13.94	15.36
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	76,955	129,282	126,631	168,253	111,889
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	54,661	124,844	78,997	160,697	219,050
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	7,505	8,562	8,977	7,407	23,869
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	(百万円)	382,959	361,112	274,530	365,354	234,444
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(人)	17,600 (5,046)	16,453 (4,943)	16,120 (4,837)	17,031 (5,017)	16,193 (4,917)

⁽注) 前々連結会計年度から固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成14年8月9日 企業会計審議会)および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号))を適用しております。

(2) 提出会社の最近3中間会計期間および最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第61期中	第62期中	第63期中	第61期	第62期
会計期間		自 平成15年 4月1日 至 平成15年 9月30日	自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成15年 4月1日 至 平成16年 3月31日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日
正味収入保険料 (対前期増減率)	(百万円) (%)	682,777 (15.61)	688,269 (0.80)	695,973 (1.12)	1,352,877 (7.01)	1,351,915 (0.07)
経常利益 (は経常損失) (対前期増減率)	(百万円) (%)	62,891 (387.83)	10,127 (116.10)	51,916 ()	134,399	74,236 (44.76)
中間(当期)純利益 (対前期増減率)	(百万円) (%)	36,307 (380.15)	10,562 (70.91)	39,126 (270.43)	64,174	56,898 (11.34)
正味損害率	(%)	54.78	55.53	57.88	56.77	64.80
正味事業費率	(%)	32.52	30.88	30.50	31.92	30.93
利息及び配当金収入 (対前期増減率)	(百万円) (%)	35,926 (12.48)	37,636 (4.76)	44,154 (17.32)	75,114 (9.68)	82,705 (10.11)
資本金 (発行済株式総数)	(百万円) (千株)	70,000 (987,733)	70,000 (987,733)	70,000 (987,733)	70,000 (987,733)	70,000 (987,733)
純資産額	(百万円)	708,462	831,743	1,146,237	829,055	943,627
総資産額	(百万円)	4,935,889	5,164,857	5,531,861	5,072,284	5,157,080
1株当たり純資産額	(円)	719.79	845.02	1,164.69	842.26	958.83
1株当たり 中間(当期)純利益	(円)	36.87	10.73	39.75	65.14	57.80
潜在株式調整後 1 株当たり 中間(当期)純利益	(円)	36.59	10.66	39.73	64.66	57.39
1株当たり 中間(年間)配当額	(円)				8.50	9.00
自己資本比率	(%)	14.35	16.10	20.72	16.34	18.30
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(人)	15,813 (4,982)	14,982 (4,900)	14,542 (4,809)	15,529 (4,994)	14,705 (4,890)

- (注) 1 正味損害率 = (正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料
 - 2 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料
 - 3 第61期から固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成14年8月9日 企業会計審議会)および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(平成15年10月31日企業会計基準適用指針第6号))を適用しております。

2 【事業の内容】

(1)事業内容の重要な変更

当中間連結会計期間において、当社および当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

(2)主要な関係会社の異動

損害保険事業

中国において損害保険事業を行うため、Sompo Japan Insurance (China) Co., Ltd.を設立し、関係会社(連結子会社)としました。

また、平成17年7月1日付で、株式会社損害保険ジャパン・フィナンシャルギャランティーは、当社と合併したため、関係会社(連結子会社)に該当しないこととなりました。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、以下の会社が新たに関係会社(連結子会社)となりました。

	名称	住所	資本金	主要な事業 の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
Ī	(連結子会社) Sompo Japan	中国	200,000	損害保険事業	100.0	当社と再保険取引を行っております。
	Insurance (China) Co., Ltd.	(大連市)	千元		100.0	役員の兼任等 5名

また、平成17年7月1日付で、株式会社損害保険ジャパン・フィナンシャルギャランティーは、当社と合併したため、関係会社(連結子会社)に該当しないこととなりました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成17年9月30日現在)

事業の種類別セグメントの状況	従業員数(人)
損害保険事業	14,807 (4,822)
生命保険事業	1,313 (15)
合計	16,120 [4,837]

- (注) 1 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む)であり、臨時従業員は〔 〕内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
 - 2 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
 - 3 生命保険事業の業務の代理または事務の代行業務を主に行っている従業員は、生命保険事業セグメントに含めて記載しております。

(2) 提出会社の状況

(平成17年9月30日現在)

	(
従業員数(人)	14,542 [4,809]

- (注) 1 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であり、臨時従業員は[]内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載しております。
 - 2 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

(3) 労働組合の状況

名称 損害保険ジャパン労働組合

組合員数 11,988人

労使間の状況 特記すべき事項はありません。

なお、ほかに全日本損害保険労働組合日産火災支部が併存しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における日本経済は、昨年度に引き続き、企業収益が改善する中で、設備投資の拡大が進み、緩やかな回復を続けてきました。家計分野においても、企業収益の改善を受けて、雇用・ 所得の一層の改善が進みました。

損害保険業界におきましては、広い範囲に大きな被害をもたらした台風14号、米国において史上最大の損害をもたらしたハリケーンカトリーナなど、大規模な自然災害はあったものの、自動車販売の回復による自動車保険における増収、医療保険の市場拡大などにより保険料収入は増収傾向に転じております。

このような情勢の中で、中期経営計画に基づき収益拡大に向けて積極的な事業活動を展開した結果、当中間連結会計期間の業績は次のとおりとなりました。

経常収益は、保険引受面では正味収入保険料および生命保険料が増加するとともに、資産運用面では利息及び配当金収入が増加いたしましたが、収入積立保険料および有価証券売却益等が減少したため、前中間連結会計期間に比べて8億円減少して9,541億円となりました。

一方、経常費用は、台風などの自然災害が減少したことなどにより、前中間連結会計期間に比べて650億円減少して9,027億円となり、経常収益から経常費用を差し引いた当中間連結会計期間の経常利益は514億円と、前中間連結会計期間に比べて642億円の増加となりました。

経常利益に特別利益、特別損失、法人税及び住民税等、法人税等調整額ならびに少数株主利益などを加減した結果、中間純利益は385億円と、前中間連結会計期間に比べて307億円の増加となりました。

なお、特別利益122億円の内訳は、海外再保険取引に起因する損失に関して米国保険代理店フォートレス・リー社等より受け取った和解金114億円および不動産動産処分益7億円であります。特別損失59億円の主な内訳は、価格変動準備金繰入額32億円、役員の退職慰労金に関する退職給付引当金繰入額のうち過年度対応額9億円、米国保険代理店フォートレス・リー社との海外再保険取引に関する訴訟関連費用9億円などであります。

当社グループの事業の種類別の状況は次のとおりであります。

損害保険事業

主力の自動車保険が契約台数の増加と契約単価改善の相乗効果により増収に転じたこと、賠償責任保険が好調であったことなどから、正味収入保険料は前中間連結会計期間に比べて70億円増加して7,082億円になりました。正味収入保険料に資産運用収益などを加えた経常収益は、収入積立保険料および有価証券売却益等が減少したため、前中間連結会計期間に比べて124億円減少して8,641億円になりました。一方、経常費用は、自然災害の減少および人件費の圧縮による営業費及び一般管理費の減少などにより、前中間連結会計期間に比べて765億円減少して8,105億円となり、差し引きして経常利益は536億円と、前中間連結会計期間に比べて640億円の増加となりました。

生命保険事業

生命保険料が前中間連結会計期間に比べて101億円増加するなど順調に業容を拡大いたしましたが、損保ジャパンひまわり生命保険株式会社において、生命保険料の増加に伴い責任準備金繰入額が増加したことなどから、経常収益は前中間連結会計期間に比べて122億円増加して935億円、経常費用は前中間連結会計期間に比べて121億円増加して957億円となり、差し引きして21億円の経常損失となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローのうち、営業活動によるキャッシュ・フローは、正味支払 保険金が増加したことなどから、前中間連結会計期間に比べて26億円減少して1,266億円となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、不動産の売却額が減少する一方、有価証券の売却・償還額の増加などにより、前中間連結会計期間に比べて458億円増加して 789億円となりました。

また、財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金を増配したことにより、前中間連結会計期間に 比べて4億円減少して 89億円となりました。

これらの結果、現金及び現金同等物中間期末残高は、前連結会計年度末に比べて400億円増加して 2,745億円となりました。

2 【保険引受の状況】

(1) 損害保険事業の状況

保険料および保険金一覧表

	種目	正味収入 保険料 (百万円)	構成比 (%)	対前年 増減()率 (%)	正味支払 保険金 (百万円)	構成比 (%)	対前年 増減()率 (%)
前占云	火災	72,030	10.27	3.07	30,339	8.48	10.37
前自至中	海上	15,340	2.19	1.17	7,044	1.97	22.87
間半半連成成	傷害	64,038	9.13	4.90	21,996	6.15	7.26
結 結 年 年	自動車	337,217	48.09	1.28	188,274	52.60	2.00
-間連結会計型 平成16年4月: 平成16年9月	自動車損害賠償責任	127,336	18.16	2.18	62,468	17.45	38.15
1期 1 30	その他	85,257	12.16	6.51	47,792	13.35	18.25
間日日	計	701,221	100.00	0.59	357,916	100.00	2.67
当 占 云	火災	70,837	10.00	1.66	33,714	8.88	11.12
当自至中	海上	16,851	2.38	9.84	6,929	1.83	1.63
間半半連成成	傷害	67,993	9.60	6.18	22,929	6.04	4.24
結 17 17 結 年 年	自動車	339,732	47.97	0.75	190,726	50.26	1.30
-間連結会計學平成17年4月	自動車損害賠償責任	121,307	17.13	4.74	75,813	19.98	21.36
期 1 30	その他	91,510	12.92	7.33	49,400	13.02	3.36
間日日	計	708,232	100.00	1.00	379,513	100.00	6.03

(注) 当中間連結会計期間より、諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額を表示することといたしました。 これに伴い、前中間連結会計期間の諸数値についても、セグメント間の内部取引相殺前の金額を表示しております。

元受正味保険料(含む収入積立保険料)

	種目	金額(百万円)	構成比(%)	対前年増減()率(%)
	火災	112,137	13.20	3.37
前 自至 中	海上	20,382	2.40	1.65
間平平	傷害	141,598	16.67	26.52
建 16 16	自動車	338,800	39.89	1.36
会 4 9	自動車損害賠償責任	145,352	17.12	0.52
下間連結会計期間 平成16年4月1日 平成16年9月30日	その他	90,989	10.71	7.19
間日日	計 (うち収入積立保険料)	849,260 (97,737)	100.00 (11.51)	3.17 (35.14)
N/	火災	119,051	14.35	6.17
当自至中	海上	20,556	2.48	0.85
間平平	傷害	125,423	15.12	11.42
建 17 17	自動車	340,778	41.08	0.58
会 4 9	自動車損害賠償責任	127,432	15.36	12.33
下間連結会計期間 平成17年4月1日 平成07年4月1日	その他	96,382	11.62	5.93
間日日	計 (うち収入積立保険料)	829,624 (77,299)	100.00 (9.32)	2.31 (20.91)

⁽注) 1 当中間連結会計期間より、諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額を表示することといたしました。 これに伴い、前中間連結会計期間の諸数値についても、セグメント間の内部取引相殺前の金額を表示してお ります。

^{2 「}元受正味保険料(含む収入積立保険料)」とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものであります。(積立型保険の積立保険料を含む)

(2) 生命保険事業の状況

保有契約高

	前中間連結 (平成16年 9		当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)		
	金額(百万円) 対前年増減 ()率(%)		金額(百万円)	対前年増減 ()率(%)	
個人保険	7,051,168	12.85	7,984,752	13.24	
個人年金保険	87,492	78.73	87,022	0.54	
団体保険	2,046,298	10.35	2,027,181	0.93	
団体年金保険					

- (注) 1 当中間連結会計期間末より、諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額を表示することといたしました。これに伴い、前中間連結会計期間末の諸数値についても、セグメント間の内部取引相殺前の金額を表示しております。
 - 2 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものであります。

新契約高

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)			当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		
	新契約 + 転換による 純増加 (百万円)	新契約 (百万円)	転換による 純増加 (百万円)	新契約 + 転換による 純増加 (百万円)	新契約 (百万円)	転換による 純増加 (百万円)
個人保険	686,038	686,038		898,292	898,292	
個人年金保険	6,231	6,231		1,953	1,953	
団体保険	51,946	51,946		56,767	56,767	
団体年金保険						

- (注) 1 当中間連結会計期間より、諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額を表示することといたしました。 これに伴い、前中間連結会計期間の諸数値についても、セグメント間の内部取引相殺前の金額を表示して おります。
 - 2 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資であります。

(参考) 提出会社の状況

(1) 保険引受利益

区分	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	対前期 増減()額
	金額(百万円)	金額(百万円)	(百万円)
保険引受収益	812,902	800,267	12,635
保険引受費用	741,290	682,096	59,194
営業費及び一般管理費	102,200	97,551	4,648
その他収支	2,531	3,871	1,339
保険引受利益	33,119	16,748	49,868

- (注) 1 営業費及び一般管理費は、中間損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額であります。
 - 2 その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などであります。

(2) 保険料および保険金一覧表

	種目	正味収入 保険料 (百万円)	構成比 (%)	対前期 増減()率 (%)	正味支払 保険金 (百万円)	構成比 (%)	正味損害率
	火災	70,969	10.31	2.38	29,922	8.54	43.50
自至前	海上	12,655	1.84	2.93	5,662	1.62	49.43
中半半問成成	傷害	63,895	9.28	4.90	21,834	6.23	37.94
会 16 16	自動車	334,187	48.55	1.06	185,447	52.92	60.69
計49期日日	自動車損害賠償責任	127,336	18.50	2.18	62,468	17.83	54.72
前中間会計期間目 平成16年4月1日年 平成16年9月30日	その他	79,224	11.51	6.38	45,115	12.87	61.03
	計	688,269	100.00	0.80	350,451	100.00	55.53
	火災	69,328	9.96	2.31	33,249	8.94	49.30
自至	海上	14,011	2.01	10.72	5,498	1.48	43.04
中半半間成成	傷害	67,865	9.75	6.21	22,839	6.14	37.09
会 年年	自動車	336,640	48.37	0.73	187,860	50.50	60.71
当中間会計期間 平成17年4月	自動車損害賠償責任	121,307	17.43	4.74	75,813	20.38	68.48
間 1 30 日日	その他	86,820	12.47	9.59	46,747	12.57	57.56
	計	695,973	100.00	1.12	372,009	100.00	57.88

(3) ソルベンシー・マージン比率

項目		前中間会計期間末 (平成16年9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日現在)
(A) ソルベンシー・マージン総額	(百万円)	1,638,201	2,057,800
資本の部合計(社外流出予定額、繰延資産 およびその他有価証券評価差額金を除く)	(百万円)	333,782	410,424
価格変動準備金	(百万円)	14,284	20,771
異常危険準備金 (地震保険危険準備金を含む)	(百万円)	501,250	450,889
一般貸倒引当金	(百万円)	4,327	2,678
その他有価証券の評価差額 (税効果控除前)の90%	(百万円)	701,212	1,036,194
土地の含み損益の85%	(百万円)	22,576	23,674
負債性資本調達手段等	(百万円)		
控除項目	(百万円)	62,056	52,056
その他	(百万円)	122,824	165,223
(B) $\sqrt{\frac{\text{リスクの合計額}}{R_1^2 + (R_2 + R_3)^2 + R_4 + R_5}}$	(百万円)	310,257	393,278
一般保険リスク(R1)	(百万円)	77,315	72,958
予定利率リスク(R2)	(百万円)	3,717	3,650
資産運用リスク(R3)	(百万円)	203,259	236,558
経営管理リスク(R4)	(百万円)	7,325	8,929
巨大災害リスク(R5)	(百万円)	81,986	133,304
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B)×1/2}]×100	(%)	1,056.0	1,046.5

⁽注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

なお、当中間会計期間から保険業法施行規則等の改正によりソルベンシー・マージン比率の算出方法が変更されております。このため、前中間会計期間末と当中間会計期間末の数値はそれぞれ異なる基準によって算出されております。

<ソルベンシー・マージン比率>

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金 を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、 通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」(上表の「(B)リスクの合計額」)に対して、「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」(上表の「(A)ソルベンシー・マージン総額」)の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))であります。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

保険引受上の危険 :保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険 (一般保険リスク) (巨大災害に係る危険を除く)

予定利率上の危険 : 積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回

(予定利率リスク) りを下回ることにより発生し得る危険

資産運用上の危険 : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することに

(資産運用リスク) より発生し得る危険等

経営管理上の危険 :業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記 ~ および

(経営管理リスク) 以外のもの

巨大災害に係る危険 : 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発 (巨大災害リスク) 生し得る危険

- ・「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、 損害保険会社の資本、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、有価証券・土地の含み益の 一部等の総額であります。
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、保険会社の経営の健全性を 判断するための指標のひとつでありますが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力 の充実の状況が適当である」とされております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。 なお、当社は、損保ジャパン発足以降にお支払いした保険金内容を調査した結果、一部のご契約におい て「付随的な保険金のお支払い漏れ」があることが判明いたしました。

該当するお客様へは速やかに謝罪、ご説明のうえ、追加お支払いをさせていただいております。

お客様に多大なご迷惑をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。

本件につきましては、金融庁より保険業法132条第1項の規定に基づく業務改善命令を受けております。これを真摯に受け止め、速やかに業務改善計画を策定・実行し、二度とこのような事態を発生させないよう内部管理態勢等を充実・強化する所存です。徹底した再発防止策を実施し信頼回復に努めてゆくとともに、お客様の視点に立った商品・サービスを提供してまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

- (1)前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、当中間連結会計期間に重要な変更を行ったものはありません。
- (2)前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、当中間連結会計期間において、完了したものは以下のとおりであります。

改修

会社名 設備名	所在地	事業の種類別 セグメントの名称	内容	完了年月
提出会社 本社ビル	東京都新宿区	損害保険事業	給排水設備	平成17年8月

(3) 当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)	
普通株式	2,000,000,000	
計	2,000,000,000	

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成17年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成17年12月26日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	987,733,424	987,733,424	東京、大阪、名古 屋の各証券取引所 (市場第一部)。福 岡、札幌の各証券 取引所。	
計	987,733,424	987,733,424		

⁽注) 「提出日現在発行数」には、平成17年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

商法第280条 J 20ならびに商法第280条 J 21の規定に基づき新株予約権を発行しております。 株主総会の特別決議(平成14年6月27日)

	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	680(注) 1 参照	650(注) 1 参照
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	680,000	650,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり777円(平成14年8 月1日発行) 1株当たり712円(平成14年11 月1日発行) 1株当たり705円(平成15年1 月1日発行) 1株当たり581円(平成15年5 月1日発行) 1株当たり574円(平成15年6 月1日発行)	同左
新株予約権の行使期間	平成16年 6 月28日から 平成24年 6 月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成14年8月1日 発行)1株当たり777円 資本組入額1株当たり389円 発行価格(平成14年11月1日 発行)1株当たり712円 資本組入額1株当たり356円 発行価格(平成15年1月1日 発行の1株当たり705円 資本組入額1株当たり353円 発行価格(平成15年5月1日 発行)1株当たり581円 資本組入額1株当たり291円 発行価格(平成15年6月1日 発行)1株当たり574円 資本組入額1株当たり287円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2 参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する	同左

- (注) 1 新株予約権は1個につき目的となる株式数は1,000株であります。
 - 2 行使条件
 - (1) 新株予約権の割当を受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から 5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとする)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができる。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限る)が権利を行使することができる。
 - (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
 - (4) 新株予約権の割当数が10個の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできないものとする。
 - (5) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

株主総会の特別決議(平成15年6月27日)

	中間会計期間末現在 (平成17年 9 月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	590(注) 1 参照	575(注) 1 参照
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	590,000	575,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり735円(平成15年 8 月 1 日発行) 1 株当たり901円(平成16年 2 月 2 日発行)	同左
新株予約権の行使期間	平成17年 6 月28日から 平成25年 6 月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成15年8月1日 発行)1株当たり735円 資本組入額1株当たり368円 発行価格(平成16年2月2日 発行)1株当たり901円 資本組入額1株当たり451円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2 参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する	同左

- (注) 1 新株予約権は1個につき目的となる株式数は1,000株であります。
 - 2 行使条件
 - (1) 新株予約権の割当を受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から 5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとする)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができる。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限る)が権利を行使することができる。
 - (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
 - (4) 新株予約権の割当数が10個の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできないものとする。
 - (5) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

株主総会の特別決議(平成16年6月29日)

	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	625(注) 1 参照	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	625,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり1,167円(平成16年 8 月 2 日発行) 1 株当たり1,082円(平成17年 2 月 1 日発行)	同左
新株予約権の行使期間	平成18年 6 月30日から 平成26年 6 月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成16年8月2日 発行)1株当たり1,167円 資本組入額1株当たり584円 発行価格(平成17年2月1日 発行)1株当たり1,082円 資本組入額1株当たり541円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2 参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する	同左

- (注) 1 新株予約権は1個につき目的となる株式数は1,000株であります。
 - 2 行使条件
 - (1) 新株予約権の割当を受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から 5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとする)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができる。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限る)が権利を行使することができる。
 - (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
 - (4) 新株予約権の割当数が5個の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできないものとする。
 - (5) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

株主総会の特別決議(平成17年6月28日)

	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	368(注) 1 参照	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	368,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり1,148円(平成17年 8月1日発行)	同左
新株予約権の行使期間	平成19年 6 月29日から 平成27年 6 月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成17年8月1日 発行)1株当たり1,148円 資本組入額1株当たり574円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2 参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する	同左

- (注) 1 新株予約権は1個につき目的となる株式数は1,000株であります。
 - 2 行使条件
 - (1) 新株予約権の割当を受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から 5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとする)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができる。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限る)が権利を行使することができる。
 - (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
 - (4) 新株予約権の割当数が5個の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできないものとする。
 - (5) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成17年4月1日~ 平成17年9月30日	-	987,733	-	70,000,000	-	24,229,792

(4) 【大株主の状況】

(平成17年9月30日現在)

_		·	<u> 平成17年9月30日現在)</u>
氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン (常任代理人 株式会社みずほコーポ レート銀行兜町証券決済業務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6 7)	78,362	7.93
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1 3 3	48,824	4.94
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町 2 11 3	43,423	4.40
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町 1 13 1	40,908	4.14
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海 1 8 11	39,864	4.04
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	24,000	2.43
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6 7)	20,653	2.09
損保ジャパン従業員持株会	東京都新宿区西新宿 1 26 1 株式会社損害保険ジャパン本店内	19,331	1.96
ジェーピーエムシービー ユーエスエー レジデンツ ペンション ジャスデック レンド 385051 (常任代理人 株式会社みずほコーポ レート銀行兜町証券決済業務室)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6 7)	11,541	1.17
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海 1 8 11	11,516	1.17
計		338,424	34.26

(注) 1 当社は、キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニーから平成16年5月14日付で提出された大量保有報告書により、平成16年4月30日現在でキャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニーおよび共同保有者計5社が下表のとおり株式を所有している旨の報告を受けております。なお、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー	33,120	3.35
キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー	21,234	2.15
キャピタル・インターナショナル・インク	1,629	0.16
キャピタル・インターナショナル・リミテッド	1,296	0.13
キャピタル・インターナショナル・エス・エイ	1,036	0.10

2 当社は、シュローダー投信投資顧問株式会社から平成16年7月15日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成16年6月30日現在でシュローダー投信投資顧問株式会社および共同保有者計6社が下表のとおり株式を所有している旨の報告を受けております。

なお、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

• • • • • • • • • • • • •		
氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
シュローダー投信投資顧問株式会社	23,326	2.36
シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテ ッド	14,709	1.49
シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノース アメリカ・リミテッド	5,764	0.58
シュローダー・インベストメント・マネージメント・ (ホン コン) ・リミテッド	145	0.01
シュローダー・ユニット・トラスト・リミテッド	128	0.01
シュローダー・インベストメント・マネージメント・(シン ガポール)・リミテッド	52	0.01

3 当社は、株式会社みずほコーポレート銀行から平成16年11月15日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成16年10月31日現在で株式会社みずほコーポレート銀行および共同保有者計6社が下表のとおり株式を所有している旨の報告を受けております。

なお、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況 は株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	48,824	4.94
みずほ信託銀行株式会社	14,199	1.44
みずほ証券株式会社	1,028	0.10
第一勧業アセットマネジメント株式会社	694	0.07
富士投信投資顧問株式会社	90	0.01
みずほインベスターズ証券株式会社	75	0.01

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(平成17年9月30日現在)

			(十成11年7月30日現在)
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,580,000 (相互保有株式) 普通株式 7,000		権利内容に何ら限定のない当社にお ける標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 977,356,000	977,334	同上
単元未満株式	普通株式 6,790,424		同上
発行済株式総数	987,733,424		
総株主の議決権		977,334	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式19,000株が含まれております。 なお、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数19個は「議決権の数」欄に含まれておりません。
 - 2 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式292株が含まれております。

【自己株式等】

(平成17年9月30日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿 一丁目26番 1 号	3,580,000	-	3,580,000	0.36
(相互保有株式) 大昌産業株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀 二丁目 6 番33号	7,000	ı	7,000	0.00
計		3,587,000	-	3,587,000	0.36

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっているもので、実質的に所有していない株式が3,000株あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の中に含めておりますが、議決権の数3 個は「議決権の数」欄に含めておりません。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成17年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,154	1,104	1,122	1,151	1,322	1,525
最低(円)	1,000	970	1,038	1,048	1,029	1,255

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員(取締役および監査役)の異動は次のとおりであります。

(1)新任役員

該当ありません。

(2)退任役員

役名	氏名	退任年月日
取締役 常務執行役員	井上泉	平成17年9月30日

(3)役職の異動

該当ありません。

なお、当社では事業戦略の迅速かつ的確な遂行を図るため、平成13年6月28日から執行役員制度を導入しております。

平成17年12月26日現在の執行役員の構成は以下のとおりであります。

```
役職名
          氏名
社長執行役員 平野 浩志
副社長執行役員 土肥 之芳
副社長執行役員 湊
           亮策
              (関西第一本部長)
副社長執行役員 西川 茂樹
専務執行役員 松本 恒夫
専務執行役員 中村 幸雄
              (北陸・信越本部長)
専務執行役員 伊藤 良雄 (関東本部長)
專務執行役員 髙宮 洋一 (中部本部長)
専務執行役員 北
           健治 (中国本部長)
常務執行役員 西村 三生 (九州本部長)
常務執行役員 佐藤 正敏
常務執行役員 鈴木 秀夫 (東京本部長)
常務執行役員 米山 修 (関西第二本部長)
常務執行役員 布施 光彦 (神奈川・静岡本部長)
常務執行役員 小松 孝明
常務執行役員 大川 純一郎 (埼玉・千葉本部長)
常務執行役員 渡辺 昭司 (東北本部長)
常務執行役員 木下 啓史郎 (中国部長)
常務執行役員 富田 健一 (財務管理部長)
常務執行役員 島田 雄二郎
常務執行役員 工藤 博司
常務執行役員 小口 弘史
常務執行役員 原
           徹
常務執行役員 亀山 和則
               (九州第一本部長)
常務執行役員 杉下 孝和
              (北海道本部長)
常務執行役員 望月 純
常務執行役員 數間 浩喜 (財務企画部長)
常務執行役員 村上 修一
              (四国本部長)
常務執行役員 星野 良祐
執行役員
        長岡 徹高
              (北大阪支店長)
        中村 一範
              ((休職)㈱損保ジャパン・ハートフルライン出向)
執行役員
      立花 一成 ((1/1444) メロエネ
篠崎 曉 (業務監査部長)
光内 俊雄 (岡山支店長)
              ((休職)安田企業投資㈱出向)
執行役員
執行役員
執行役員
執行役員
        遠藤 健 (長野支店長)
      浅野 俊雄 (サービスセンター企画部長)
松﨑 敏夫 (個人商品業務部長、事務企画
執行役員
執行役員
              (個人商品業務部長、事務企画部長)
執行役員
       梅崎 俊郎 (茨城支店長)
執行役員
       福井 光彦
              (企業営業第一部長)
      安齋 英明 (横浜支店長)
中野 久 (人事部長)
執行役員
執行役員
       石井 雅実
執行役員
       吉滿 英一 (経営企画部長)
執行役員
      大岩 武史 (国際企画部長)
執行役員
執行役員
       櫻田 謙悟 (金融法人部長)
執行役員
        稲垣 博司 (サービスセンター業務管理部長)
```

第5 【経理の状況】

- 1 中間連結財務諸表および中間財務諸表の作成方法について
 - (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)ならびに同規則第48条および第69条の規定に基づき「保険業法施行規則」(平成8年大蔵省令第5号)に準拠して作成しております。
 - (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵 省令第38号)ならびに同規則第38条および第57条に基づき「保険業法施行規則」(平成8年大蔵省令第5 号)に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)および当中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)の中間連結財務諸表ならびに前中間会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)および当中間会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)の中間財務諸表について、新日本監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

		前中間連結会計 (平成16年9月30		当中間連結会計 (平成17年9月30		前連結会計年 (平成17年3月31	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)			, ,				
現金及び預貯金	3	265,781	4.56	216,913	3.44	221,284	3.77
コールローン		40,000	0.69	20,000	0.32	4,000	0.07
買現先勘定		49,998	0.86	29,998	0.48	4,999	0.09
買入金銭債権		17,738	0.30	14,226	0.23	11,957	0.20
金銭の信託		32,373	0.56	29,032	0.46	27,237	0.46
有価証券	3 4	4,203,893	72.20	4,845,917	76.96	4,464,644	76.00
貸付金	2 5	496,735	8.53	464,367	7.37	471,245	8.02
不動産及び動産	1	260,575	4.48	234,568	3.73	239,695	4.08
その他資産		391,919	6.73	431,825	6.86	422,228	7.19
繰延税金資産		59,473	1.02	3,711	0.06	1,313	0.02
連結調整勘定		31,519	0.54	29,649	0.47	30,585	0.52
貸倒引当金		27,253	0.47	23,088	0.37	24,183	0.41
投資損失引当金		137	0.00	130	0.00	149	0.00
資産の部合計		5,822,616	100.00	6,296,990	100.00	5,874,858	100.00
(負債の部)							
保険契約準備金		4,678,126	80.34	4,716,475	74.90	4,620,254	78.64
支払備金		(664,794)		(651,755)		(664,501)	
責任準備金等		(4,013,331)		(4,064,720)		(3,975,753)	
転換社債	2	15,000	0.26	- 044 005		- 004 074	- 00
その他負債	3	190,661	3.27	211,625	3.52	224,971	3.83
退職給付引当金		116,063	1.99	88,845	1.41	84,931	1.45
賞与引当金 特別法上の準備金		14,757	0.25	14,887	0.24	12,557	0.21
ー特別法上の準備金 一価格変動準備金		14,316	0.25	20,817	0.33	17,582	0.30
操延税金負債		(14,316) 662	0.01	(20,817) 127,784	2.03	(17,582) 11,870	0.20
一〇 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		5,029,587	86.38	5,190,435	82.43	4,972,168	84.63
(少数株主持分)		3,023,307	00.00	3,130,433	02.40	4,372,100	04.00
一(ク数体工パカ) 少数株主持分		338	0.01	409	0.01	396	0.01
(資本の部)							
資本金		70,000	1.20	70,000	1.11	70,000	1.19
資本剰余金		24,229	0.42	24,232	0.38	24,229	0.41
利益剰余金		210,624	3.62	284,311	4.52	254,744	4.34
その他有価証券評価差額金		498,211	8.56	735,763	11.68	563,708	9.60
為替換算調整勘定		7,825	0.13	5,367	0.09	7,666	0.13
自己株式		2,550	0.04	2,794	0.04	2,722	0.05
資本の部合計		792,690	13.61	1,106,144	17.57	902,294	15.36
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		5,822,616	100.00	6,296,990	100.00	5,874,858	100.00

【中間連結損益計算書】

		前中間連結会計期間		当中間連結会計期間		前連結会計年度の 要約連結損益計算書	
		(自 平成16年 4 至 平成16年 9		(自 平成17年4 至 平成17年9		(自 平成16年 4 至 平成17年 3	.月1日
区分	注記番号	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常損益の部							
経常収益		955,055	100.00	954,189	100.00	1,899,801	100.00
保険引受収益		903,219	94.57	900,070	94.33	1,792,712	94.36
(うち正味収入保険料)		(701,209)		(708,220)		(1,376,232)	
(うち収入積立保険料)		(97,737)		(77,299)		(192,801)	
(うち積立保険料等運用益)		(22,271)		(21,829)		(46,294)	
(うち生命保険料)		(77,355)		(87,527)		(174,625)	
資産運用収益		45,611	4.78	50,502	5.29	93,837	4.94
(うち利息及び配当金収入)		(43,192)		(51,538)		(94,511)	
(うち金銭の信託運用益)		(1,214)		(1,066)		(1,701)	
(うち有価証券売却益)		(21,463)		(17,124)		(42,046)	
(うち積立保険料等運用益 振替)		(22,271)		(21,829)		(46,294)	
その他経常収益		6,225	0.65	3,616	0.38	13,251	0.70
経常費用		967,807	101.34	902,720	94.61	1,830,556	96.36
保険引受費用		822,302	86.10	770,810	80.78	1,553,618	81.78
(うち正味支払保険金)		(357,916)		(379,513)		(828,493)	
(うち損害調査費)	1	(32,239)		(31,262)		(63,770)	
(うち諸手数料及び集金費)	1	(122,291)		(128,251)		(245,444)	
(うち満期返戻金)		(127,323)		(118,245)		(272,878)	
(うち生命保険金等)		(15,923)		(17,533)		(33,427)	
(うち支払備金繰入額)		(70,925)		(6,408)		(50,183)	
(うち責任準備金等繰入額)		(93,930)		(89,124)		(57,017)	
資産運用費用		15,092	1.58	3,907	0.41	20,552	1.08
(うち金銭の信託運用損)		(129)		(0)		(258)	
(うち売買目的有価証券 運用損)		(63)		(28)		(83)	
(うち有価証券売却損)		(1,699)		(265)		(4,896)	
(うち有価証券評価損)		(1,105)		(1,570)		(1,608)	
営業費及び一般管理費	1	129,629	13.57	126,715	13.28	254,975	13.42
その他経常費用		782	0.08	1,286	0.13	1,410	0.07
(うち支払利息)		(84)		(92)		(206)	
経常利益(は経常損失)		12,751	1.34	51,469	5.39	69,244	3.64

		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日		当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日		前連結会計年 要約連結損益記 (自 平成16年4	計算書 月 1 日
	注記	至 平成16年9	月30日) 百分比	至 平成17年9	月30日) 百分比	至 平成17年3	月31日) 百分比
区分	番号	金額(百万円)	(%)	金額(百万円)	(%)	金額(百万円)	(%)
特別損益の部							
特別利益	3	35,072	3.67	12,290	1.29	53,547	2.82
特別損失		9,527	1.00	5,981	0.63	31,830	1.68
減損損失	2	()		(233)		(15,671)	
特別法上の準備金繰入額		(3,023)		(3,234)		(6,289)	
価格変動準備金		((3,023))		((3,234))		((6,289))	
その他	4	(6,504)		(2,513)	!	(9,869)	
税金等調整前中間(当期)純利益		12,793	1.34	57,778	6.06	90,961	4.79
法人税及び住民税等		1,740	0.18	2,873	0.30	3,389	0.18
過年度法人税及び住民税		86	0.01				
法人税等調整額		3,377	0.35	16,360	1.71	35,768	1.88
少数株主利益 (は少数株主損失)		18	0.00	6	0.00	38	0.00
中間(当期)純利益		7,780	0.81	38,536	4.04	51,765	2.72

【中間連結剰余金計算書】

		前 (自 至	中間連結会計期間 平成16年4月1日 平成16年9月30日)	当自至	中間連結会計期間 平成17年4月1日 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号		金額(百万円)		金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)						
資本剰余金期首残高			24,229		24,229	24,229
資本剰余金増加高					2	
自己株式処分差益			()		(2)	()
資本剰余金中間期末(期末)残高			24,229		24,232	24,229
(利益剰余金の部)						
利益剰余金期首残高			211,560		254,744	211,560
利益剰余金増加高			7,780		38,607	51,860
中間(当期)純利益			(7,780)		(38,536)	(51,765)
海外の会計基準に基づく 剰余金増加高			()		(70)	(94)
利益剰余金減少高			8,715		9,040	8,676
配当金			(8,366)		(8,857)	(8,366)
役員賞与			(45)		()	(45)
自己株式処分差損			(9)		()	(7)
海外の会計基準に基づく 剰余金減少高			(295)		(183)	(257)
利益剰余金中間期末(期末)残高			210,624		284,311	254,744

⁽注)役員賞与はすべて取締役に対するものであります。

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益		12,793	57,778	90,961
減価償却費		6,365	6,685	12,865
減損損失			233	15,671
連結調整勘定償却額		922	937	1,855
支払備金の増加額		70,239	4,943	50,269
責任準備金等の増加額		92,558	88,134	54,748
貸倒引当金の増加額		1,828	1,149	4,876
投資損失引当金の増加額		21	19	9
退職給付引当金の増加額		4,456	3,837	33,802
賞与引当金の増加額		2,314	2,329	114
価格変動準備金の増加額		3,023	3,234	6,289
利息及び配当金収入		43,192	51,538	94,511
有価証券関係損益()		18,961	15,171	35,360
支払利息		84	92	206
為替差損益()		155	765	2,018
不動産動産関係損益()		24,141	126	29,808
貸付金関係損益()		22	0	542
持分法による投資損益()		323	208	422
その他資産(除く投資活動 関連・財務活動関連)の 増加額		5,725	7,627	29,048
その他負債(除く投資活動 関連・財務活動関連)の 増加額		38,279	19,265	5,163
その他		10,589	411	8,708
小計		82,837	73,454	12,094
利息及び配当金の受取額		46,564	55,877	101,685
利息の支払額		52	92	211
法人税等の支払額		67	2,607	1,678
営業活動による キャッシュ・フロー		129,282	126,631	111,889

		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動による キャッシュ・フロー				
預貯金の純増加額		1,208	2,924	1,575
買入金銭債権の取得 による支出		5,300	4,000	6,200
買入金銭債権の売却・ 償還による収入		1,865	1,712	4,554
金銭の信託の増加 による支出		500		1,445
金銭の信託の減少 による収入		14,706		17,518
有価証券の取得 による支出		396,388	384,000	806,214
有価証券の売却・償還 による収入		201,912	304,131	477,813
貸付けによる支出		74,691	76,019	144,381
貸付金の回収による収入		106,155	82,941	200,435
その他		7,411	6,664	980
小計		158,442	78,973	257,325
(+)		(29,159)	(47,657)	(145,435)
不動産及び動産の取得 による支出		3,450	2,601	7,628
不動産及び動産の売却 による収入		37,048	2,576	45,903
投資活動による キャッシュ・フロー		124,844	78,997	219,050
財務活動による キャッシュ・フロー				
転換社債の償還による支出				15,000
自己株式の取得による支出		179	228	424
配当金の支払額		8,456	8,838	8,491
少数株主への配当金 の支払額				1
その他		73	88	47
財務活動によるキャッシュ・フロー		8,562	8,977	23,869
現金及び現金同等物に係る 換算差額		116	1,429	120
現金及び現金同等物の 増加額		4,241	40,085	130,909
現金及び現金同等物 期首残高		365,354	234,444	365,354
現金及び現金同等物 中間期末(期末)残高	1	361,112	274,530	234,444

前中間連結会計期間 当中間連結会計期間 前連結会計 項目 (自 平成16年4月1日 (自 平成17年4月1日 (自 平成16年4 至 平成16年9月30日) 至 平成17年9月30日) 至 平成17年3	月1日
(1) 連結子会社 9社 ・損保ジャパンのまわ り生体(険株式会社 ・株式会社損害保険ジャパンフィンシャルギャランティー ・損保ジャパントディー・損保ジャパントディー・損保ジャパントディー・現保ジャパンアセットマネジメント株 式会社 ・指保ジャパン・アセットマネジメント株 式会社 ・ 5ompo Japan Insurance Company of America ・ Sompo Japan Insurance Company of Europe Limited ・ Sompo Japan Insurance Company of Europe Limited ・ Sompo Japan Insurance Company of Europe Limited ・ Sompo Japan Insurance Company (Asia) Pte Ltd ・ Yasuda Seguros S.A.	株害ィンン・ンワ社ンメートでLinでLur、催しとを会・ラ約同式保ナテロ・イー・ン comicomd 平のてし合社フン書日会険ンィC デ生 アト par part 成取、平併損ィテの、社ジシー証 ィ命 セ株 ry ry y 17締当成期害ナィ締締

		==	
項目	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日
	至 平成16年9月30日)	至 平成17年9月30日)	至 平成17年3月31日)
	(2) 非連結子会社	(2) 非連結子会社	(2) 非連結子会社
	主要な会社名	同左	主要な会社名
	• Sompo Japan		 Sompo Japan
	Reinsurance		Reinsurance
	Company Limited		Company Limited
	·Ark Re Limited		 Ark Re Limited
	非連結子会社について		非連結子会社について
	は、総資産、経常収		は、総 資 産、経 常 収
	益、中間純損益(持分		益、当期純損益(持分
	に見合う額)および利		に見合う額)および利
	益剰余金(持分に見合		益剰余金(持分に見合
	う額)等の観点からみ		う額)等の観点からみ
	て、いずれも企業集団		て、いずれも企業集団
	の財政状態および経営		の財政状態および経営
	成績に関する合理的な		成績に関する合理的な
	判断を妨げない程度に		判断を妨げない程度に
	重要性が乏しいため、		重要性が乏しいため、
	連結の範囲から除外し		連結の範囲から除外し
	ております。		ております。
2 持分法の適用に関	(1) 持分法適用の関連会社	(1) 持分法適用の関連会社	(1) 持分法適用の関連会社
する事項	3 社	3 社	3 社
	・安田企業投資株式会	・安田企業投資株式会	・安田企業投資株式会
	社	社	社
	・日立キャピタル損害	・日立キャピタル損害	・日立キャピタル損害
	保険株式会社	保険株式会社	保険株式会社
	・セゾン自動車火災保	・セゾン自動車火災保	・セゾン自動車火災保
	険株式会社	険株式会社	険株式会社
	なお、日立キャピタル		なお、日立キャピタル
	損害保険株式会社は、		損害保険株式会社は、
	株式の取得により新た		株式の取得により新た
	に関連会社となったた		に関連会社となったた
	め、当中間連結会計期		め、当連結会計年度か
	間から持分法適用会社		ら持分法適用会社とし
	としております。		ております。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	(2) 持分法非適用の非連結子会社、関連会社・Sompo Japan Reinsurance Company Limited・Ark Re Limited・Sompo Japan Insurance (Thailand) Co.,Ltd. 持分法非のは、損益のに、上td. 持会社にでは、持分法がは、損にのは、損にしては、損害をである。というには、対しては、損害を受けない。というには、はいるのは、はいるは、はいる	(2) 持分法非適用の非連結 子会社、関連会社 同左	(2) 持分法非適用の非連結子会社、関連会社、関連会社・Sompo Japan Reinsurance Company Limited・Ark Re Limited・Ark Re Limited・Sompo Japan Insurance (Thailand) Co.,Ltd. 持分法計適用の非連結子会社および関連会社については、それぞれ連結会はであり、それぞれ連結会のでありばかが軽微であり、かっため、持分法を適用しておりません。
3 連結子会社の中間 決算日(決算日)等 に関する事項	在外連結子会社の中間決算日はいずれも6月30日でありますが、中間決算日の差異が3か月を超えていないため、本中間連結財務諸同の作成にあたっては、同様であります。なお、明直におります。なお、明間における重要との差異期間には、連結上のな調整を行っております。	同左	在外連結子会社の決算日は いずれも12月31日でありますが、決算日の差異が3か 月を超えていないため、本連結財務諸表の作成にあ算財務諸表を使用しております。 なお、連結決算日との差異期間には、連結上必要な期間には、連結上が要な調整を行っております。

	前中田海社会共和田	业中国津4+△+1+0□	前連结合社生度
項目	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
4 会計処理基準に	関 (1) 有価証券の評価基準お	(1) 有価証券の評価基準お	(1) 有価証券の評価基準お
する事項	よび評価方法	よび評価方法	よび評価方法
	当社および国内連結子	同左	同左
	会社の保有する有価証		
	券の評価基準および評		
	価方法は次のとおりで		
	あります。		
	売買目的有価証券に	同左	同左
	ついては、時価法に		
	よっております。		
	なお、売却原価の算		
	定は移動平均法によ		
	っております。	同士	□ +
	満期保有目的の債券	同左	同左
	については、移動平 均法に基づく償却原		
	は は は は は は は は は は は は は は は は は は は		
	神法によりてあります。		
	, ,	「保険業における	
		「責任準備金対応債	
		券」に関する当面の	
		会計上及び監査上の	
		取扱い」(日本公認	
		会計士協会業種別監	
		查委員会報告第21	
		号)に基づく責任準	
		備金対応債券につい	
		ては、移動平均法に	
		基づく償却原価法	
		(定額法)によって	
		おります。	
		なお、当中間連結会 計期間に新たに設け	
		た責任準備金対応債	
		参に関するリスク管	
		理方針の概要は以下	
		のとおりでありま	
		す。	
		資産・負債の金利リ	
		スクの変動を適切に	
		管理するために「一	
		般勘定の無配当商品	
		区分で残存年数20年	
		以内の保険契約」を	
		小区分として設定	
		し、この小区分に係る。	
		る責任準備金のデュ	
		レーションと責任準 備金対応債券のデュ	
		インドライン インドラ インド	
		レーションを一定幅 の中で対応させる運	
		用方針をとっており	
		ます。	
		1	I

	,		
項目	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	持分法を適用していない非連結子会社株式および関連会社株式については、移動平均法に基づく原価法によっております。	同左	同左
	その他有価証券のう ち時価のある中間のある中間では、 日の市場価はによっているでは、 日の市場価には、 日のでは、 日のでは、 はないまででは、 がいるでは、 がいるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるできるできる。 できるできるできる。 できるできるできる。 できるできるできる。 できるできるできる。 できるできるできる。 できるできるできる。 できるできるできる。 できるできるできる。 できるできるできるできる。 できるできるできるできる。 できるできるできるできるできる。 できるできるできるできるできる。 できるできるできるできるできる。 できるできるできるできるできる。 できるできるできるできるできるできるできるできる。 できるできるできるできるできるできるできる。 できるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるで	同左	その他有価証券のうち時価のあるものについては、第にはの市場にはの市場によってが明価法によってが関係を対し、第二ののでは、第二ののでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、では、第二のでは、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが
	その他有価証券のうち時価のないものについては、移動平均法に基づく原価法または償却原価法によっております。	その他有価証券のうち時価評価されていないものについては、移動平均法に基づく原価法または償却原価法によっております。	その他有価証券のうち時価のないものについては、移動平均法に基づく原価法または償却原価法によっております。

	<u></u>	W-100+ /1 4 4 1 4000	**************************************
項目	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	運用目的のいずれに証明目的のない目のとのはというではというではというではというできません。 はいい できない はい こり からい はい こり からい はい こり からい はい こり からい はい こう からい はい	同左	同左
	ております。 在外連結子会社の保有 する有価証券について は、主に時価法によっ ております。	同左	同左
	(2) デリバティブ取引の評価基準および評価方法当社および国内連結子会社のデリバティブ取引については、時価法によっております。	(2) デリバティブ取引の評 価基準および評価方法 同左	(2) デリバティブ取引の評 価基準および評価方法 同左
	(3) 電子 (3) (3) (3) (4) (4) (4) (5) (6) (6) (7) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	(3) 重要な減価償却資産の 減価償却の方法 不動産及び動産 同左	(3) 重要な減価償却資産の 減価償却の方法 不動産及び動産 同左
	ソフトウェア その他資産に計上し ている国内連結子会 社が保有する自社利 用のソフトウェアの 減価償却は、利用可 能期間に基づく定額 法によっております。	ソフトウェア 同左	ソフトウェア 同左

項目	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日	前連結会計年度 (自 平成16年 4 月 1 日
	(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(日
	(4) 重要な引当金の計上基	(4) 重要な引当金の計上基	(4) 重要な引当金の計上基
	準	準	- (·) - 二 (·) - 二
	· 貸倒引当金	· 貸倒引当金	· 貸倒引当金
	当社および国内保険	同左	同左
	連結子会社は、債権	—	
	の貸倒れによる損失		
	に備えるため、資産		
	の自己査定基準およ		
	び償却・引当基準に		
	基づき、次のとおり		
	計上しております。		
	破産、特別清算、手		
	形交換所における取		
	引停止処分等、法		
	的・形式的に経営破		
	綻の事実が発生して		
	いる債務者に対する		
	債権および実質的に		
	経営破綻に陥ってい		
	る債務者に対する債		
	権については、債権		
	額から担保の処分可		
	能見込額および保証		
	による回収が可能と		
	認められる額等を控		
	除し、その残額を引		
	き当てております。		
	今後、経営破綻に陥		
	る可能性が大きいと		
	認められる債務者に		
	対する債権について		
	は、債権額から担保		
	の処分可能見込額お		
	よび保証による回収		
	が可能と認められる		
	額を控除し、その残		
	額のうち、債務者の		
	支払能力を総合的に		
	判断して必要と認め		
	られる額を引き当て		
	ております。		

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
項目	(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	上記以外の債権につ		
	いては、過去の一定		
	期間における貸倒実		
	績等に基づき貸倒実		
	績率を算出し、それ		
	を基礎として求めた		
	予想損失率を債権額		
	に乗じることによ		
	り、今後の一定期間		
	における損失見込額		
	を算出し、当該損失		
	見込額を引き当てて		
	おります。		
	また、全ての債権に		
	ついて、資産の自己		
	査定基準に基づき各		
	所管部署が資産査定		
	を実施し、当該部署		
	から独立した資産監		
	査部署等が査定結果		
	を監査しており、そ		
	の査定結果に基づい		
	て上記の引当を行っ		
	ております。		
	その他の連結子会社 は、主に個別の債権		
	について回収可能性		
	を検討し、貸倒見積		
	額を計上しておりま		
	す。		
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	投資損失引当金	投資損失引当金
	当社は、資産の自己	同左	当社は、資産の自己
	査定基準および償	'-	査定基準および償
	却・引当基準に基づ		却・引当基準に基づ
	き、今後、経営破綻		き、今後、経営破綻
	に陥る可能性が大き		に陥る可能性が大き
	いと認められる者が		いと認められる者が
	発行する債券につい		発行する債券につい
	て、将来発生する可		て、将来発生する可
	能性のある償還不能		能性のある償還不能
	等による損失に備え		等による損失に備え
	るため、中間連結会		るため、期末におけ
	計期間末における損		る損失見込額を計上
	失見込額を計上して		しております。
	おります。		

前中間連結会計期間 当中間連結会計期間 前連結会計年度 項目 (自 平成16年4月1日 (自 平成17年4月1日 (自 平成16年4月1日 (五 平成16年4月1日 (五 平成18年2月20日) 五 平成18年2月20日 (五 平成18年2月20日)	1 日
	11分 にり着てすよ頃ら ・

	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	ale Lappane de Company	1, 1 A
 項目	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日
現日 	(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(目 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	(追加情報)	(会計方針の変更)	(追加情報)
	(旦加門報) 損保ジャパン厚生年	当社の役員退職慰労	(追加情報) 当社は、平成17年3
	は		月30日付で厚生労働
	金業年金法の施行に	金につきましては、	
	にまれるの他11に 伴い、厚生年金基金	従来、支出時の費用	大臣から損保ジャパ ン厚生年金基金解散
	の代行部分につい	として処理しており ましたが、当中間連	フ厚王牛玉巻玉解散 の認可を取得したこ
	て、平成16年5月25	はりたが、ヨ中间建一 結会計期間より内規一	とに伴い、退職給付
	日に厚生労働大臣か	に基づく期末要支給	引当金取崩益9,363
	ら将来分支給義務免	に奉うて新木安文品 額を退職給付引当金	百万円を特別利益に
	除の認可を受けまし	に含めて計上する方	計上しております。
	赤の心可を支げよりた。	法に変更しておりま	前上してのうより。
	ー で。 当中間連結会計期間	す。	
	末日現在において測	っ。 この変更は、役員の	
	定された返還相当額	退職慰労金を引当計	
	(最低責任準備金)は	上する会計慣行が定	
	36,332百万円であ	着しつつあることを	
	り、当該返還相当額	ふまえ、当中間連結	
	(最低責任準備金)の	会計期間に退職慰労	
	支払が当中間連結会	金に関する規程の整	
	計期間末日に行われ	備・改定を行ったこ	
	たと仮定して「退職	とを契機として、役	
	給付会計に関する実	員の退職時の費用を	
	務指針(中間報告)」	役員の在任期間に応	
	(日本公認会計士協	じて適正に配分する	
	会会計制度委員会報	ことにより期間損益	
	告第13号)第44-2項	の適正化および財務	
	を適用した場合に生	体質の健全化を図る	
	じる損益の見込額は	ことを目的として行	
	22,884百万円の益と	ったものでありま	
	なります。	す。	
		この変更に伴い、当	
		中間連結会計期間発	
		生額109百万円を損	
		害調査費ならびに営	
		業費及び一般管理費	
		に、過年度対応額	
		927百万円をその他	
		特別損失に計上して	
		おり、従来の方法に よった場合に比べ	
		よった場合に氏へ て、経常利益は109	
		て、経界利益は109 百万円、税金等調整	
		日 月 日 八 日 、 祝 玉 寺 祠 全 前 中 間 純 利 益 は	
		削 中 同 純 利 益 は 1,036百万円それぞ	
		1,030日月日でれて れ減少しておりま	
		れ減少してありまし す。	
		y .	

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
項目	(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	賞与引当金	賞与引当金	賞与引当金
	当社および国内連結	同左	当社および国内連結
	子会社は、従業員賞		子会社は、従業員賞
	与に充てるため、中		与に充てるため、期
	間連結会計期間末に		末における支給見込
	おける支給見込額を		額を基準に計上して
	基準に計上しており		おります。
	ます。		
	価格変動準備金	価格変動準備金	価格変動準備金
	当社および国内保険	同左	同左
	連結子会社は、株式		
	等の価格変動による		
	損失に備えるため、		
	保険業法第115条の		
	規定に基づき計上し		
	ております。	, ,,	,,
	(5) 重要な外貨建の資産ま	(5) 重要な外貨建の資産ま	(5) 重要な外貨建の資産ま
	たは負債の本邦通貨へ	たは負債の本邦通貨へ	たは負債の本邦通貨へ
	の換算の基準 外貨建の資産および負	の換算の基準	の換算の基準 外貨建の資産および負
	パ貝娃の貝性のよび貝 債の本邦通貨への換算	同左	が見建の見座のよび貝 債の本邦通貨への換算
	は、外貨建取引等会計		は、外貨建取引等会計
	処理基準に準拠し、外		処理基準に準拠し、外
	貨建金銭債権債務は、		貨建金銭債権債務は、
	中間連結決算日の直物		連結決算日の直物為替
	為替相場により円貨に		相場により円貨に換算
	換算し、換算差額は損		し、換算差額は損益と
	益として処理しており		して処理しておりま
	ます。		す。
	なお、在外連結子会社		なお、在外連結子会社
	の資産および負債なら		の資産および負債なら
	びに収益および費用		びに収益および費用
	は、当該連結子会社の		は、当該連結子会社の
	中間決算日の直物為替		決算日の直物為替相場
	相場により円貨に換算		により円貨に換算し、
	し、換算差額は少数株		換算差額は少数株主持
	主持分および資本の部		分および資本の部にお
	における為替換算調整		ける為替換算調整勘定
	勘定に含めておりま		に含めております。
	す。		
	(6) 重要なリース取引の処理を決	(6) 重要なリース取引の処	(6) 重要なリース取引の処
	理方法	理方法 	l 理方法 l ===================================
	当社および連結子会社 は、リース物件の所有	同左	同左
	権が借主に移転すると		
	認められるもの以外の		
	ファイナンス・リース		
	取引について、通常の		
	賃貸借取引に係る方法		
	に準じた会計処理によ		
	っております。		

	ジカ朋連が入り 知明	기 마메 호선 스틱 베메	兰 体人制作库
項目	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日
75.1	至 平成16年9月30日)	至 平成17年9月30日)	至 平成17年3月31日)
	(7) 重要なヘッジ会計の方	(7) 重要なヘッジ会計の方	(7) 重要なヘッジ会計の方
	法	法	法
	当社は、保有する株式	同左	同左
	に係る将来の株価変動		
	リスクをヘッジする目		
	的で行う株式スワップ		
	取引については時価へ		
	ッジを適用しておりま		
	す。		
	また、保有する債券に		
	係る将来の金利変動リ		
	スクをヘッジする目的		
	で行う金利スワップ取		
	引で特例処理の適用要		
	件を満たすものについ		
	ては金利スワップの特		
	例処理を、外貨建の貸		
	付金、債券および預金		
	に係る将来の為替相場		
	の変動リスクをヘッジ		
	する目的で行う為替予		
	約取引および通貨スワ		
	ップ取引で振当処理の		
	適用要件を満たすもの		
	については振当処理を		
	適用しております。		
	なお、ヘッジの有効性		
	については、原則とし		
	てヘッジ開始時から有		
	効性判定時点までの期		
	間において、ヘッジ対		
	象の相場変動とヘッジ		
	手段の相場変動を定期		
	的に比較し両者の変動		
	額等を基礎にして判断		
	しております。ただ		
	し、ヘッジ対象とヘッ		
	ジ手段との間に高い相		
	関関係があることが明		
	らかなもの、金利スワ		
	ップの特例処理の適用		
	要件を満たすものおよ		
	び振当処理の適用要件		
	を満たすものについて		
	は、ヘッジの有効性の		
	判定を省略しておりま		
	す。		

項目	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	(8) 消費税等の計算機等の計算機等のでは、	(8) 消費税等の会計処理 同左	(8) 消費税等の会計処理 同左
	(9) 税等 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明	(9) 税効果会計に関する事項 当社の中間連結会計期間に係る納等額はが法人税等調整に係る計算を記述を対する。 当時の中間連結会計期とがは、当連結会計のでは、当連結会はののでは、 当のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	
	(10)在外連結子会社の会計 処理基準 主に当該在外連結子会 社の所在地国における 会計処理基準によって おります。	(10)在外連結子会社の会計 処理基準 同左	(9) 在外連結子会社の会計 処理基準 同左
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書 (連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現 金及び現金同等物)はしずき 部現金は時引き出換を が現金がであり、がであり、がであり、がであり、がで値ののででであり、で僅少なりなりなりないのでであれて、 動について「世少なりのでがありないのでででありない。 動にでは「では、これでは、これでは「でありない。」 が3か月以内のでは期間が3か月以資からなっております。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金)は、手許明金同等物)は、手許な頭金、随時引き出換金のが、のいて僅少ないでであり、で僅少なりのででであり、で低力ない取得日までの期間がののでは関連のでは関連のでは関連のでは関連のでは関連のでは関連のであります。

表示方法の変更

前中間連結会計期間 当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 (自 平成17年4月1日 至 平成16年9月30日) 当中間連結会計期間から保険業法施行規則の改正によ (中間連結損益計算書関係) り中間連結損益計算書の様式を改訂いたしましたが、 その主な内容は次のとおりであります。

- 「資産運用収益」の内訳として「売買目的有価証 券運用益」を表示しております。なお、前中間連 結会計期間の「売買目的有価証券運用益」は1,759 百万円であります。
- 「資産運用費用」の内訳として「売買目的有価証 券運用損」を表示しております。なお、前中間連 結会計期間の「売買目的有価証券運用損」は該当 ありません。
- 「その他経常費用」の内訳として「支払利息」を 表示しております。なお、前中間連結会計期間の 「支払利息」は94百万円であります。

至 平成17年9月30日)

前連結会計年度から、「過年度法人税及び住民税」 は、金額が僅少となったため、「法人税及び住民税」 に含めて表示することといたしました。

なお、当中間連結会計期間の「過年度法人税及び住民 税」は151百万円であります。

追加情報

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成16年4月1日	(自 平成17年4月1日	(自 平成16年4月1日
至 平成16年9月30日)	至 平成17年9月30日)	至 平成17年3月31日)
		当社は、当連結会計年度において、 より長期の実績値に基づく見積もり が可能となった未報告損害等に係る 支払備金の算出にあたって、当該見 積もりに基づく計算を行っておりま す。その結果、当連結会計年度の支 払備金繰入額が、21,180百万円増加 しております。

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日現在)

- 1 不動産及び動産の減価償却累 計額は227,538百万円、圧縮 記帳額は11,831百万円であり ます。
 - なお、当中間連結会計期間に おいて取得価額から控除した 圧縮記帳額は、国庫補助金の 交付を受けて取得した動産に 係る0百万円であります。
- 2 (1) 貸付金のうち、破綻先債権 額は47百万円、延滞債権額 は10,696百万円でありま す。

なお、破綻先債権とは、元 本または利息の支払の遅延 が相当期間継続しているこ とその他の事由により元本 または利息の取立てまたは 弁済の見込みがないものと して未収利息を計上しなか った貸付金(貸倒償却を行 った部分を除く。以下「未 収利息不計上貸付金」とい う)のうち、法人税法施行 令(昭和40年政令第97号)第 96条第1項第3号のイから ホまでに掲げる事由または 同項第4号に規定する事由 が生じている貸付金であり

また、延滞債権とは、未収 利息不計上貸付金であっ て、破綻先債権および債務 者の経営再建または支援を 図ることを目的として利息 の支払を猶予した貸付金以 外の貸付金であります。

(2) 貸付金のうち、3カ月以上 延滞債権額は114百万円で あります。

> なお、3カ月以上延滞債権 とは、元本または利息の支 払が、約定支払日の翌日か ら3月以上遅延している貸 付金で、破綻先債権および 延滞債権に該当しないもの であります。

当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)

- 1 不動産及び動産の減価償却累 計額は225,522百万円、圧縮 記帳額は10,799百万円であり ます。
- 2 (1) 貸付金のうち、破綻先債権 額は33百万円、延滞債権額 は7,377百万円でありま す。

なお、破綻先債権とは、元 本または利息の支払の遅延 が相当期間継続しているこ とその他の事由により元本 または利息の取立てまたは 弁済の見込みがないものと して未収利息を計上しなか った貸付金(貸倒償却を行 った部分を除く。以下「未 収利息不計上貸付金」とい う)のうち、法人税法施行 令(昭和40年政令第97号)第 96条第1項第3号のイから ホまでに掲げる事由または 同項第4号に規定する事由 が生じている貸付金であり ます。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

(2) 貸付金のうち、3カ月以上 延滞債権額は0百万円であ ります。

> なお、3カ月以上延滞債権 とは、元本または利息の支 払が、約定支払日の翌日か ら3月以上遅延している貸 付金で、破綻先債権および 延滞債権に該当しないもの であります。

前連結会計年度末 (平成17年3月31日現在)

- 1 不動産及び動産の減価償却累 計額は229,885百万円、圧縮 記帳額は10,842百万円であり ます。
 - なお、当連結会計年度において取得価額から控除した圧縮記帳額は、国庫補助金の交付を受けて取得した動産に係る0百万円であります。
- 2(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は64百万円、延滞債権額は7,941百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元 本または利息の支払の遅延 が相当期間継続しているこ とその他の事由により元本 または利息の取立てまたは 弁済の見込みがないものと して未収利息を計上しなか った貸付金(貸倒償却を行 った部分を除く。以下「未 収利息不計上貸付金」とい う)のうち、法人税法施行 令(昭和40年政令第97号)第 96条第1項第3号のイから ホまでに掲げる事由または 同項第4号に規定する事由 が生じている貸付金であり ます。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

(2) 貸付金のうち、3カ月以上 延滞債権額は0百万円であ ります。

> なお、3カ月以上延滞債権 とは、元本または利息の支 払が、約定支払日の翌日か ら3月以上遅延している貸 付金で、破綻先債権および 延滞債権に該当しないもの であります。

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日現在)

- (3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は7,063百万円であります。
 - なお、貸付条件緩和債権と は、債務者の経営再建また は支援を図ることを利の減免、金利の減免、元本の 支払猶予、元本の他の債権 が重なる取決の で、は で、延滞債権および ものであります。
- (4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は17,921百万円であります。
- 3 担保に供している資産は、有価証券70,925百万円および預貯金6,856百万円であります。これは、その他負債に含まれる借入金1,004百万円の担保のほか、信用状発行の目的などにより差し入れているものであります。
- 4 有価証券には消費貸借契約に より貸し付けているものが 80,070百万円含まれておりま す。
- 5 貸付コミットメント契約に係 る融資未実行残高は20,746百 万円であります。

当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)

- (3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は3,179百万円であります。
 - なお、貸付条件緩和債権と は、債務者の経営再建また は支援を図ることを して、金利の減免、利息 予、債権放棄その他の債務 者に有利となる取決めを行った貸付金で、破った賃付金をで、破った債権 権、延滞債権および当しない ものであります。
- (4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は10,590百万円であります。
- 3 担保に供している資産は、有価証券69,830百万円および預貯金6,945百万円であります。これは、その他負債に含まれる借入金834百万円の担保のほか、信用状発行の目的などにより差し入れているものであります。
- 4 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが 113,209百万円含まれております。
- 5 貸付コミットメント契約に係 る融資未実行残高は9,033百 万円であります。

前連結会計年度末 (平成17年3月31日現在)

- (3) 貸付金のうち、貸付条件緩 和債権額は3,459百万円で あります。
 - なお、貸付条件緩和債権と は、債務者の経営再建また は支援を図ることを目り息 で、金利の減免、元本の 支払猶予、元本の他の債務 予、債権放棄その他の債務 者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻5カト 権、延滞債権および3カト ものであります。
- (4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は11,465百万円であります。
- 3 担保に供している資産は、有価証券69,293百万円、預貯金6,684百万円であります。これは、その他負債に含まれる借入金904百万円の担保のほか、信用状発行の目的などにより差し入れているものであります。
- 4 有価証券には消費貸借契約に より貸し付けているものが 80,771百万円含まれておりま
- 5 貸付コミットメント契約に係 る融資未実行残高は19,278百 万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

1 事業費の主な内訳は次のとおりであります。

代理店手数料等

122,955百万円

給与

51,489百万円 なお、事業費は中間連結損益 計算書における損害調査費、 諸手数料及び集金費ならびに 営業費及び一般管理費の合計 であります。 当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

1 事業費の主な内訳は次のとおりであります。 代理店手数料等

129,581百万円

給与

49,462百万円 なお、事業費は中間連結損益 計算書における損害調査費、 諸手数料及び集金費ならびに 営業費及び一般管理費の合計 であります。

- 2 当中間連結会計期間における 固定資産の減損損失に関する 事項は次のとおりであります。
 - (1) 資産をグルーピングした方法

当社は、保険事業等の用に 供している不動産等につい て、保険事業等全体で1つ の資産グループとし、 に、保険事業等の用に供し ていない賃貸不動産等おしてい び遊休不動産等について、 それぞれの物件ごとしており ます。

なお、連結子会社は、事業の用に供している不動産等について、各社ごとに1つの資産グループとしております。

前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

1 事業費の主な内訳は次のとお りであります。 代理店手数料等

249,251百万円

給与

117,404百万円 なお、事業費は連結損益計算 書における損害調査費、諸手 数料及び集金費ならびに営業 費及び一般管理費の合計であ ります。

- 2 当連結会計年度における固定 資産の減損損失に関する事項 は、次のとおりであります。
 - (1) 資産をグルーピングした方法

当社は、保険事業等の用に 供している不動産等につい て、保険事業等全体で1つ の資産グループとし、は た、保険事業等の用に供お ていない賃貸不動産等について び遊休不動産等について1 でれぞれの物件ごとに1つ の資産グループとしており ます。

なお、連結子会社は、事業の用に供している不動産等について、各社ごとに1つの資産グループとしております。

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成16年4月1日	(自 平成17年4月1日	(自 平成16年 4 月 1 日
至 平成16年9月30日)	至 平成17年9月30日)	至 平成17年 3 月31日)
	(2) 減緯 編集	(2) 減量 (2) 減量 に至っ に至っ にで、保た計画を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成17年 3 月31日)
	(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳 用途 資産グループ 減損損失(百万円) 土地 建物 計	(3) 減損損失を認識した資産グ ループと減損損失計上額の 固定資産の種類ごとの内訳 _{用途}
	遊休 不動産等 東大阪ビル 233 233	賃貸 守口ビルなど 11,348 4,322 15,671 不動産等 10物件
	(4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は正味売却価 額を適用しております。ま た、正味売却価額は不動産 鑑定評価基準に基づく鑑定 評価額を使用しておりま す。	(注) 多数(注) 多数(注) 多数(注) 多数(注) 多数(注) 多数(注) 多数(注) 表示 医疗
3 特別利益の主なものは、不動 産動産処分益29,246百万円お よび当社が海外再保険取引に 起因する損失に関して米国保 険代理店フォートレス・リー 社等より受け取った和解金 5,825百万円などでありま す。	3 特別利益は、当社が海外再保 険取引に起因する損失に関し て米国保険代理店フォートレ ス・リー社等より受け取った 和解金11,497百万円および不 動産動産処分益791百万円な どであります。	3 特別利益の主なものは、当社における不動産動産処分益37,338百万円、損保ジャパン厚生年金基金の解散に伴う退職給付引当金取崩益9,363百万円、および海外再保険取引に起因する損失に関して米国保険代理店フォートレス・リー社等より受け取った和解金6,839百万円などであります。
4 特別損失のその他の主なもの は、不動産動産処分損4,704 百万円、当社における米国保 険代理店フォートレス・リー 社との海外再保険取引に関す る訴訟関連費用1,404百万円 および不動産評価損382百万 円などであります。	4 特別損失のその他は、当社における役員の退職慰労金に関する退職給付引当金繰入額のうち過年度対応額927百万円、米国保険代理店フォートレス・リー社との海外再保険取引に関する訴訟関連費用921百万円、不動産動産処分損543百万円および不動産評価損102百万円などであります。	4 特別損失のその他の主なもの は、当社における不動産動産 処分損5,335百万円、不動産 評価損2,260百万円および米 国保険代理店フォートレス・ リー社との海外再保険取引に 関する訴訟関連費用2,189百 万円などであります。

す。

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成16年4月1日	(自 平成17年4月1日	(自 平成16年4月1日
至 平成16年9月30日)	至 平成17年9月30日)	`至 平成17年3月31日)
1 現金及び現金同等物の中間期	1 現金及び現金同等物の中間期	1 現金及び現金同等物の期末残
末残高と中間連結貸借対照表	末残高と中間連結貸借対照表	高と連結貸借対照表に掲記さ
に掲記されている科目の金額	に掲記されている科目の金額	れている科目の金額との関係
との関係	との関係	
(平成16年9月30日現在)	(平成17年9月30日現在)	(平成17年3月31日現在)
現金及び預貯金	現金及び預貯金	現金及び預貯金
265,781百万円	216,913百万円	221,284百万円
コールローン	コールローン	コールローン
40,000百万円	20,000百万円	4,000百万円
買現先勘定	買現先勘定	買現先勘定
49,998百万円	29,998百万円	4,999百万円
買入金銭債権	買入金銭債権	買入金銭債権
17,738百万円	14,226百万円	11,957百万円
有価証券	有価証券	有価証券
4,203,893百万円	4,845,917百万円	4,464,644百万円
預入期間が3か月を	預入期間が3か月を	預入期間が3か月を
超える定期預金	超える定期預金	超える定期預金
10,091百万円	6,870百万円	9,739百万円
現金同等物以外の 買入金銭債権	現金同等物以外の 買入金銭債権	現金同等物以外の 買入金銭債権
13,739百万円	14,226百万円	質べ金銭 関催 11,957百万円
現金同等物以外の有価証券	現金同等物以外の有価証券	現金同等物以外の有価証券
4,192,469百万円	4,831,429百万円	4,450,745百万円
現金及び現金同等物	現金及び現金同等物	現金及び現金同等物
361,112百万円	274,530百万円	234,444百万円
2 投資活動によるキャッシュ・	2 同左	2 同左
フローには、保険事業に係る	· - —	
資産運用業務から生じるキャ		
ッシュ・フローを含んでおり		
ます。		

項目	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
	(自 平成16年4月1日	(自 平成17年4月1日	(自 平成16年4月1日
	至 平成16年9月30日)	至 平成17年9月30日)	至 平成17年3月31日)
1 リース物件の所有	(1) リース物件の取得価額	(1) リース物件の取得価額	(1) リース物件の取得価額
権が借主に移転す	相当額、減価償却累計	相当額、減価償却累計	相当額、減価償却累計
ると認められるも	額相当額、減損損失累	額相当額、減損損失累	額相当額、減損損失累
の以外のファイナ	計額相当額および中間	計額相当額および中間	計額相当額および期末
ンス・リース取引	期末残高相当額	期末残高相当額	残高相当額
	取得価額 相当額 (百万円) (百万円) (百万円) (百万円) (百万円)	取得価額 相当額 (百万円) (百万円) (百万円) (百万円) (百万円)	取得価額 減価償却 減損損失期未残高相当額 累計額 累計額 相当額 相当額 相当額 相当額 (百万円)
	動産 5,532 4,219 1,312 1,312 なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高の不動産及び動産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	<u>動産</u> 3,957 2,834 1,122 同左	動産 5,447 4,195 1,251 なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高の不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。
	(2) 未経過リース料中間	(2) 未経過リース料中間	(2) 未経過リース料期末
	期末残高相当額等	期末残高相当額等	残高相当額等
	1年内 828百万円	1年内 489百万円	1年内 810百万円
	1 年超 484百万円 合計 1,312百万円	1 年超632百万円合計1,122百万円	1 年超441百万円合計1,251百万円
	│ リース資産	リース資産	リース資産
	│ 減損勘定の 百万円	減損勘定の 百万円	減損勘定の 百万円
	│ 残高	残高	残高
	なお、未経過リース料 中間期末残高相当額 は、未経過リース料中 間期末残高の不動産及 び動産の中間期末残高 等に占める割合が低い ため、支払利子込み法 により算定しておりま す。	同左	なお、未経過リース料 期末残高相当額は、未 解過リース料期末残高 の不動産及び動産の期 末残高等に占める割合 が低いため、支払利子 込み法により算定して おります。
	(3) 支払リース料、リース	(3) 支払リース料、リース	(3) 支払リース料、リース
	資産減損勘定の取崩	資産減損勘定の取崩	資産減損勘定の取崩
	額、減価償却費相当額	額、減価償却費相当額	額、減価償却費相当額
	および減損損失	および減損損失	および減損損失
	支払リース料 1,259百万円	支払リース料 858百万円	支払リース料 1,363百万円
	リース資産	リース資産	リース資産
	減損勘定の 百万円	減損勘定の 百万円	減損勘定の 百万円
	取崩額	取崩額	取崩額
	減価償却費 1,259百万円	減価償却費 858百万円	減価償却費
	相当額 1,259百万円	相当額	相当額
	減損損失 百万円	減損損失 百万円	減損損失 百万円
	(4) 減価償却費相当額の算 定方法 リース期間を耐用年数 とし、残存価額を零と する定額法によってお ります。	(4) 減価償却費相当額の算 定方法 同左	(4) 減価償却費相当額の算 定方法 同左
2 オペレーティン グ・リース取引	未経過リース料 1年内 118百万円 1年超 65百万円 合計 183百万円	未経過リース料 1年内 84百万円 1年超 67百万円 合計 151百万円	未経過リース料 1年内 56百万円 1年超 68百万円 合計 124百万円

有価証券

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

種類	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日現在)				間連結会計期 7年 9 月30日		前連結会計年度末 (平成17年 3 月31日現在)		
个里 米貝	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	連結貸借 対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	397,758	400,158	2,400	472,486	476,140	3,654	450,260	458,401	8,141
外国証券	175,235	179,245	4,010	143,319	147,570	4,251	154,867	160,055	5,188
合計	572,993	579,404	6,411	615,805	623,711	7,905	605,127	618,456	13,329

2 責任準備金対応債券で時価のあるもの

	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日現在)			当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)			前連結会計年度末 (平成17年 3 月31日現在)		
種類	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円) (百万円)		連結貸借 対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	
公社債				31,779	31,431	347			

3 その他有価証券で時価のあるもの

種類	前中間連結会計期間末 (平成16年 9 月30日現在)			当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)			前連結会計年度末 (平成17年 3 月31日現在)			
个里 米貝	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)	
公社債	1,141,011	1,162,406	21,395	1,216,624	1,233,784	17,160	1,189,097	1,217,258	28,160	
株式	609,130	1,310,065	700,935	615,613	1,642,029	1,026,415	610,017	1,405,329	795,311	
外国証券	866,009	914,090	48,081	976,171	1,067,975	91,804	938,328	986,889	48,560	
その他	88,566	98,081	9,514	97,042	110,859	13,816	91,868	101,665	9,796	
合計	2,704,717	3,484,644	779,927	2,905,451	4,054,649	1,149,198	2,829,313	3,711,141	881,828	

前中間連結会計期間末

- 1 中間連結貸借対照表において買 入金銭債権として処理している 住宅ローン債権信託受益権等を 「その他」に含めて記載してお ります。
- 2 当中間連結会計期間において、 その他有価証券で時価のあるも のについて489百万円減損処理 しております。

なお、当社および国内連結子会社は、当該有価証券の減損にあたっては、中間決算日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを対象としております。

当中間連結会計期間末

- 1 中間連結貸借対照表において買 入金銭債権として処理している 一般貸付債権信託受益権等を 「その他」に含めて記載してお ります。
- 2 当中間連結会計期間において、 その他有価証券で時価のあるも のについて1,450百万円減損処 理しております。

なお、当社および国内連結子会社は、当該有価証券の減損にあたっては、中間決算日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを対象としております。

前連結会計年度末

- 1 連結貸借対照表において買入金 銭債権として処理している住宅 ローン債権信託受益権等を「そ の他」に含めて記載しておりま す。
- 2 当連結会計年度において、その 他有価証券で時価のあるものに ついて573百万円減損処理して おります。

なお、当社および国内連結子会 社は、当該有価証券の減損にあ たっては、期末日の時価が取得 原価に比べて30%以上下落した ものを対象としております。

4 時価評価されていない主な有価証券の内容および中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額

前中間連結会 (平成16年9月		当中間連結? (平成17年 9)		前連結会計年度末 (平成17年3月31日現在)		
(1) 満期保有目的の	債券	(1) 満期保有目的(の債券	(1) 満期保有目的の債券		
外国証券	8,250百万円	該当事項は (2) 責任準備金対応 該当事項はあ	応債券	外国証券	8,250百万円	
(2) その他有価証券		(3) その他有価証法	券	(2) その他有価証券		
公社債	2,902百万円	公社債	1,494百万円	公社債	2,107百万円	
株式	52,804	株式	52,955	株式	52,369	
外国証券	67,664	外国証券	69,251	外国証券	68,369	
その他	8,047	その他	6,599	その他	4,165	

(注)

前中間連結会計期間末	当中間連結会計期間末	前連結会計年度末
中間連結貸借対照表において買入金 銭債権として処理しているコマーシャルペーパーを「(2) その他有価証券」の「その他」に含めて記載しております。		

金銭の信託

1 満期保有目的の金銭の信託 該当事項はありません。

2 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日現在)			当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)			前連結会計年度末 (平成17年3月31日現在)		
種類	取得原価 貸借対照 差額 (百万円) 表計上額 (百万円) (百万円)		取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)	
金銭の信託	31,747	32,373	625	26,133	29,032	2,898	26,115	27,237	1,122

(注)

<u>(/±)</u>	,	
前中間連結会計期間末	当中間連結会計期間末	前連結会計年度末
当中間連結会計期間において、運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券で時価のあるものについて81百万円減損処理しております。 なお、当社および国内連結子会社は、当該有価証券の減損にあたっては、中間決算日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを対象としております。	当中間連結会計期間において、運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券で時価のあるものについて78百万円減損処理しております。 なお、当社および国内連結子会社は、当該有価証券の減損にあたっては、中間決算日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを対象としております。	当連結会計年度において、運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券で時価のあるものについて減損処理の対象となるものはありません。 なお、当社および国内連結子会社は、期末日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを対象としております。



(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の契約額等、時価および評価損益の状況

対象物	取引の種類		間連結会計期 6年9月30日			間連結会計期 7年9月30日			車結会計年度 7年3月31日	
の種類	4人 コープクイ生 大兵	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引									
	売建	127,204	129,219	2,015	26,371	26,422	51	108,432	112,539	4,106
	買建	107,520	108,950	1,429	77,931	78,924	993	118,309	121,648	3,339
	通貨オプション 取引									
	売建									
	コール				50,900					
		()			(110)	77	32	()		
	買建									
	コール	3,000						3,000		
		(10)	0	10	()			(10)	0	10
	プット	3,062			48,566			2,961		
		(209)	114	95	(110)	64	45	(209)	151	57
	通貨スワップ取引	4,000	34	34				4,000	9	9
金利	金利スワップ取引	1,000	42	42	1,000	10	10	1,000	27	27
債券	債券先物取引				·					
	売建	9,246	9,213	33						
	買建	7,370	7,363	6						

<u>前へ</u> <u>次へ</u>

対象物	取引の種類		間連結会計期 6年9月30日			間連結会計期 7年9月30日			連結会計年度 7年3月31日	
の種類	の種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
	クレジット デリバティブ取引									
	売建	105,382			13,975			89,930		
		(856)	656	200	(57)	55	1	(725)	570	154
	買建	2,900						2,900		
		(15)	9	5	()			(15)	11	3
	天候 デリバティブ取引									
	売建	662			457			859		
		(20)	20	0	(24)	16	8	(50)	51	0
	買建	375			99			50		
		()			()			()		
	地震 デリバティブ取引									
	売建	1,160			1,970			1,320		
		(53)	19	33	(83)	5	78	(59)	20	38
	買建	1,160			1,970			1,320		
		(47)	17	29	(73)	4	68	(52)	18	34
	合計			386			959			643

- (注) 1 ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引については、開示の対象から除いております。
 - 2 「契約額等」欄は、中間連結会計期間末(連結会計年度末)における契約額または契約において定められた元本相当額を記載しております。

なお、下段()書きの金額は、中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上したオプション料であります。

<u>前へ</u>

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益および経常損益					
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	873,779	81,276	955,055		955,055
(2) セグメント間の 内部経常収益	2,859	12	2,871	(2,871)	
計	876,638	81,288	957,927	(2,871)	955,055
経常費用	887,043	83,635	970,679	(2,871)	967,807
経常損失	10,404	2,346	12,751		12,751

- (注) 1 事業区分は、当社および連結子会社における業務の実態を勘案して区分しております。
 - 2 各事業区分の主要な事業内容
 - (1) 損害保険事業.....損害保険引受業務および資産運用業務
 - (2) 生命保険事業.....生命保険引受業務および資産運用業務

当中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益および経常損益					
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	860,616	93,573	954,189		954,189
(2) セグメント間の 内部経常収益	3,556	7	3,564	(3,564)	
計	864,173	93,580	957,754	(3,564)	954,189
経常費用	810,538	95,746	906,284	(3,564)	902,720
経常利益(は経常損失)	53,635	2,165	51,469		51,469

- (注) 1 事業区分は、当社および連結子会社における業務の実態を勘案して区分しております。
 - 2 各事業区分の主要な事業内容
 - (1) 損害保険事業......損害保険引受業務および資産運用業務
 - (2) 生命保険事業.....生命保険引受業務および資産運用業務

前連結会計年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益および経常損益					
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	1,716,042	183,758	1,899,801		1,899,801
(2) セグメント間の 内部経常収益	7,042	21	7,063	(7,063)	
計	1,723,084	183,780	1,906,864	(7,063)	1,899,801
経常費用	1,649,772	187,777	1,837,549	(6,992)	1,830,556
経常利益(は経常損失)	73,312	3,997	69,315	(70)	69,244

- (注) 1 事業区分は、当社および連結子会社における業務の実態を勘案して区分しております。
 - 2 各事業区分の主要な事業内容
 - (1) 損害保険事業......損害保険引受業務および資産運用業務
 - (2) 生命保険事業.....生命保険引受業務および資産運用業務

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める「本邦」の割合および全セグメントの資産の金額の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

海外売上高(経常収益)が、連結売上高(経常収益)の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

海外売上高(経常収益)が、連結売上高(経常収益)の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

海外売上高(経常収益)が、連結売上高(経常収益)の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 当中間連結会計期間		期間	前連結会計年度		
1 株当たり純資産額	805.34円	1株当たり純資産額	1,123.95円	1 株当たり純資産額	916.83円
1 株当たり中間純利益	7.90円	1株当たり中間純利益	39.15円	1 株当たり当期純利益	52.59円
潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益	7.86円	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	39.13円	潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	52.22円

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額および潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、 以下のとおりであります。

以下のとおりであります。			
	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1株当たり中間(当期) 純利益金額			
中間(当期)純利益 (百万円)	7,780	38,536	51,765
普通株主に帰属しない 金額(百万円)			
普通株式に係る中間 (当期)純利益(百万円)	7,780	38,536	51,765
普通株式の 期中平均株式数(千株)	984,273	984,164	984,245
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額 (百万円)	25		80
(うち支払利息(税額相当 額控除後))(百万円)	(24)	()	(47)
(うち手数料等(税額相当 額控除後))(百万円)	(1)	()	(33)
普通株式増加数(千株)	8,482	577	8,453
(うち転換社債(千株))	(7,974)	()	(7,974)
(うちストックオプション (千株))	(508)	` ′	(479)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 1銘柄 潜在株式の数 305,000株 新株予約権の概要については、「第4 提出会社の状況 1 株予 等の状況 2)新株予 約権等の状況」に記載 のとおりであります。	新株予約権 1銘柄 潜在株式の数 305,000株 新株予約権の概要については、「第4 株子 会社の状況 1 株子 の状況 (2) 新株予 約権等の状況」に記載 のとおりであります。	新株予約権 1銘柄 潜在株式の数 305,000株 新株予約権の概要については、「第4 提出会社の状況 1 株予約権等の状況」が 会社の状況 2)新株予約権等の状況」に記するとおりであります。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

		前中間会計期		当中間会計其		前事業年度表	点表 点
		(平成16年9月30		(平成17年9月3		(平成17年3月31	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金及び預貯金	2	232,343	4.50	181,760	3.29	174,258	3.38
コールローン		40,000	0.77	20,000	0.36	4,000	0.08
買現先勘定		49,998	0.97	29,998	0.54	4,999	0.10
買入金銭債権		17,738	0.34	14,226	0.26	11,957	0.23
金銭の信託		32,342	0.63	29,000	0.52	27,206	0.53
有価証券	2 6	3,647,927	70.63	4,184,356	75.64	3,866,653	74.98
貸付金	3 7	489,331	9.47	455,770	8.24	463,126	8.98
不動産及び動産	1	258,939	5.01	232,492	4.20	237,910	4.61
その他資産		363,495	7.04	406,470	7.35	390,271	7.57
繰延税金資産		59,357	1.15				
貸倒引当金		26,479	0.51	22,084	0.40	23,153	0.45
投資損失引当金		137	0.00	130	0.00	149	0.00
資産の部合計		5,164,857	100.00	5,531,861	100.00	5,157,080	100.00

		前中間会計期		当中間会計期		前事業年度表	· 点表
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	注記番号	(平成16年9月30	日現在) 構成比	(平成17年9月3	0日現在) 構成比	(平成17年3月31	日現在) 構成比
区分	番号	金額(百万円)	(%)	金額(百万円)	(%)	金額(百万円)	(%)
(負債の部)							
保険契約準備金		3,997,294	77.39	3,931,806	71.08	3,882,474	75.28
支払備金	4	(609,509)		(593,317)		(586,687)	
責任準備金	5	(3,387,784)		(3,338,488)		(3,295,787)	
転換社債		15,000	0.29				
その他負債	2	177,041	3.43	203,529	3.68	205,773	3.99
退職給付引当金		115,306	2.23	87,868	1.59	84,111	1.63
賞与引当金		14,186	0.27	14,232	0.26	11,959	0.23
特別法上の準備金		14,284	0.28	20,771	0.38	17,546	0.34
価格変動準備金		(14,284)		(20,771)		(17,546)	
繰延税金負債				127,415	2.30	11,586	0.22
負債の部合計		4,333,113	83.90	4,385,624	79.28	4,213,452	81.70
(資本の部)							
資本金		70,000	1.36	70,000	1.27	70,000	1.36
資本剰余金		24,229	0.47	24,232	0.44	24,229	0.47
資本準備金		(24,229)		(24,229)		(24,229)	
その他資本剰余金		()		(2)		()	
(自己株式処分差益)		(())		((2))		(())	
利益剰余金		242,125	4.69	318,986	5.77	288,462	5.59
利益準備金		(24,600)		(26,400)		(24,600)	
任意積立金		(196,519)		(242,483)		(196,519)	
中間(当期)未処分利益		(21,006)		(50,102)		(67,342)	
その他有価証券評価差額金		497,938	9.64	735,813	13.30	563,658	10.93
自己株式		2,550	0.05	2,794	0.05	2,722	0.05
資本の部合計		831,743	16.10	1,146,237	20.72	943,627	18.30
負債及び資本の部合計		5,164,857	100.00	5,531,861	100.00	5,157,080	100.00

【中間損益計算書】

		前中間会計期	 阴間	当中間会計期	 阴間	前事業年度 要約損益計算	
		(自 平成16年 4 至 平成16年 9		(自 平成17年 4 至 平成17年 9		安約預益計算 (自 平成16年4 至 平成17年3	月1日
区分	注記番号	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常損益の部							
経常収益 保険引受収益		860,542 812,902	100.00 94.46	847,758 800,267	100.00 94.40	1,735,517 1,636,654	100.00 94.30
(うち正味収入保険料)	1	(688,269)	94.46	(695,973)	94.40	(1,351,915)	94.30
(うち収入積立保険料)	!	(97,737)		(77,299)		(1,331,913)	
(うち積立保険料等運用益)		(22,271)		(21,829)		(46,294)	
(うち責任準備金戻入額)		(22,271)		(21,620)		(42,942)	
資産運用収益		39,594	4.60	41,813	4.93	80,813	4.66
(うち利息及び配当金収入)	6	(37,636)		(44,154)		(82,705)	
(うち金銭の信託運用益)		(1,214)		(1,066)		(1,701)	
(うち有価証券売却益)		(21,162)		(17,090)		(41,271)	
(うち積立保険料等運用益 振替)		(22,271)		(21,829)		(46,294)	
その他経常収益		8,044	0.93	5,676	0.67	18,049	1.04
経常費用		870,670	101.18	795,842	93.88	1,661,280	95.72
保険引受費用		741,290	86.14	682,096	80.46	1,417,600	81.68
(うち正味支払保険金)	2	(350,451)		(372,009)		(813,096)	
(うち損害調査費)	_	(31,762)		(30,788)		(62,903)	
(うち諸手数料及び集金費)	3	(110,316)		(114,695)		(218,514)	
(うち満期返戻金) (うち支払備金繰入額)	4	(127,323) (70,630)		(118,245) (6,677)		(272,878) (47,808)	
(うち責任準備金繰入額)	5	(49,055)		(39,212)		(47,606)	
(フラ質は平備並緑八韻) 資産運用費用	,	14,810	1.72	3,677	0.43	20,211	1.16
(うち金銭の信託運用損)		(129)	1.72	(0)	0.40	(258)	1.10
(うち売買目的有価証券 運用損)		(63)		(28)		(83)	
(うち有価証券売却損)		(1,687)		(244)		(4,869)	
(うち有価証券評価損)		(1,106)		(1,570)		(1,626)	
営業費及び一般管理費		114,164	13.27	109,232	12.88	222,711	12.83
その他経常費用		403	0.05	835	0.10	757	0.04
(うち支払利息)		(57)	ļ	(21)	ļ	(114)	
経常利益(は経常損失)		10,127	1.18	51,916	6.12	74,236	4.28
特別損益の部							
特別利益	8	35,070	4.08	12,289	1.45	53,541	3.09
特別損失	_	9,451	1.10	5,945	0.70	31,745	1.83
減損損失	7	()		(233)		(15,671)	
特別法上の準備金繰入額		(3,015)		(3,217)		(6,277)	
価格変動準備金 その他	9	((3,015)) (6,436)		((3,217)) (2,494)		((6,277)) (9,797)	
税引前中間(当期)純利益	2	15,490	1.80	58,260	6.87	96,032	5.53
洗り間中間(当期) 法人税及び住民税		476	0.06	365	0.04	845	0.05
過年度法人税及び住民税		4	0.00		0.07	3.3	3.00
法人税等調整額		4,456	0.52	18,767	2.21	38,288	2.21
中間(当期)純利益		10,562	1.23	39,126	4.62	56,898	3.28
前期繰越利益		10,452		10,721		10,452	
合併による未処分利益受入額				254			
自己株式処分差損		9				7	
中間(当期)未処分利益		21,006		50,102		67,342	

语口	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
項目	(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1 有価証券の評価基準および評価方法	(1) 売買目的有価証券については、時価法によっております。 なお、売却原価の算定は移動平均法によっております。	(1) 同左	(1) 同左
	(2) 満期保有目的の債券に ついては、移動平均法 に基づく償却原価法に よっております。	(2) 同左	(2) 同左
	(3) 子会社株式および関連 会社株式については、 移動平均法に基づく原 価法によっておりま す。	(3) 同左	(3) 同左
	(4) その他有価証券のうち 時価のあるものについ ては、中間決算日の市 場価格等に基づく時価 法によっております。 なお、評価差額は全部 資本直入法により処理 し、また、売却原価の 算定は移動平均法によります。	(4) 同左	(4) その他有価証券のうち 時価のあるものについ ては、期末日の市場価 格等に基づく時価法に よっております。 なお、評価差額は全部 資本直入法により処理 し、また、売却原価の 算定は移動平均法によります。
	(5) その他有価証券のうち 時価のないものについ ては、移動平均法に基 づく原価法または償却 原価法によっておりま す。	(5) その他有価証券のうち 時価評価されていない ものについては、移動 平均法に基づく原価法 または償却原価法によ っております。	(5) その他有価証券のうち 時価のないものについ ては、移動平均法に基 づく原価法または償却 原価法によっておりま す。
	(6) 運用目的および満期保有目的のいずれにも該当しない有価証券の場合をする単独の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、その他有価である。 がよります。	(6) 同左	(6) 同左
2 デリバティブ取引 の評価基準および 評価方法	デリバティブ取引の評価 は、時価法によっておりま す。	同左	同左

	項目	前中間会計期間	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日	前事業年度
		至 平成16年9月30日)	至 平成17年9月30日)	至 平成17年3月31日)
	不動産及び動産の 咸価償却の方法	不動産及び動産の減価償却 は、定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日 以降に取得した建物(建物 附属設備を除く)について	同左	同左
4 =	引当金の計上基準	は、定額法によっておりま す。 (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損	(1) 貸倒引当金 同左	(1) 貸倒引当金 同左
		失の償きて破交止的発対的い権か込回る残ま今可ら債額見るれ残に自却、お産換処に生すにるにら額収額額す後能れ権か込回る額のま特に等営て債営務い保よ可を引 経が債つ担おがをうる定当とす別お、破い権破者てのび能控き 営大務い保よ可控ちた基基お。清け法綻るお綻には処保と除当 破き者てのび能除、め準準り 算る的の債よに対、分証認して 綻いには処保とし債、おに計、取・事務び陥す債可にめ、て にと対、分証認、務資よ基上 手引形実者実っる権能よらそお 陥認す債可にめそ者産びづし 形停式がに質て債額見るれのり るめる権能よらのの		
		支払能力を総合的に判 断して必要と認められ る額を引き当てており ます。		

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日) 上記以外の價權につし では、過去の一定期間 における貨倒実績等に 基づき貨倒実績等を算 出し、それき想機ととして求めた予想損失率を 債権額に乗じることに より、今後失し退額を 第世に基づきでの目の目の目の目の目の目の目の目の目の目の目の目の目の目の目の目の目の目の目		V 1 55 4 ±14555	V/ 1 85 4 ±14855	1
ては、過去例実績等に 基づき貸倒実績等に 基づき貸倒実績等に 基づき貸倒実績等に 出し、それを基礎とし て求めた予想損失こと間 より、今後の一定期間 における損失見込額額を 算出し、当該損失見込 額を引き当ての債権につ いて、資産の自己管部 署が資産査定を実施 し、当該緊査査定を強地 し、当該緊査査定 基準に基づき定を実施 し、当該緊査直定 結果を書から立て よります。 (2)投資損失引当金 資産の自己責ご基準および償却・引当基準に 基づき、今後、経営破 綻に陥る可能性が大き いと認められるる可能性が大き いと認められる者が発 行する債券について、 将来発生する可能性の ある償還不能等による 損失に備えるため、中 間会計期間末における	項目	(自 平成16年4月1日	(自 平成17年4月1日	(自 平成16年4月1日
おります。		(2) というでは、いて、おに破き発、のる中るでは、いちに関すまい基署しし結そでお投資よ基綻い行将あ損間損免をと率と期額見りに査管実独査りづったとす来る失会失調等をと率と期額見りに査管実独査りづったとは、いましたの人話で、はおびし、対し引い、に資当業を査記ま損の償き陥認る発償に計見の倒実を想じの失該でののき査がお基行をはおいによいでは、はおいの失該でののき査を書査し果当と当査引後能れにる能る来ではまがの失該でののき査署査し果当と当査引後能れにる能る末を定績率礎失こ定込失お権己所をらがお基行を立まとするといるではよいではよいではよいではよいではよいではよいではよいではよいではよいでは、いて、いて、おに破き発、のる中のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	, ,	資産の自己査定基準および償却・引当基準に基準に基づき、今後、経営大がでいた。可能性ががあられる情がでいた。 おびきる情ができるでは、 がおいた。 がおいた。 がおいた。 がおいた。 がおいた。 がおいた。 がいた。 はいた。 がいた。 はいた。 はいた。 はいた。 はいた。 はいた。 はいた。 はいた。 はいた。 はいた。 はいた。 はいた。 と

(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に充 てるため、当事業年度 末における退職給付価 務および年全質の見 込額に基づき、中間会 計期間末において砂土 していると認められる 額を計上しております。 なお、過去動務 価務 は、その発生時の従業 員の平均秩存動務期間 以内の一定の年較による定離法にはり費用処理しております。 数理計算上の差事業年度における従業員の平均残存動務期間 以内の一定の年較による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差事業年度における従業員の平均残存動務期間 以内の一定の年較による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差事業年度における従業員の平均残存動務期間 以内の一定の年較による定額法により費用処理をしております。 数理計算上の差異は、その発生的の従業 員の平均残存動務期間 以内の一定の年較による定額法により費用処理をしております。 数理計算上の差異は、その発生した告期にお その発生した各期にお を競技に自力要素としております。 数理計算上の差異は、その発生した各期にお を関係を養養の平均残存動務期間以内の一定の年数による定額 法により要素をしております。 (を関係の理事等をとしております。 (通加情報) 損保シャパン厚生年金 基金は、確定給付に伴い、 厚生年金基金の代行が 分について、定成16年 5月25日に厚生労働大 定から将来分支給義務 免除の第可を受けました。 当個、価低質年準備金)に39、392日 た。 当中間会計期間末日現在におい期定された。 返品の手機を付出する方法に変更 としてもります。 に関する方法に変更 としてもります。この変更は、役員の退職が到3点に計上でおりまます。 に関する方法に変更 として、役員の退職が対金につき を計り開まりの表述を引き計上する 会会計で表述と、当計上する方法に変更 に関する財程の整備・ こまります。この変更は、役員の追 職配計用まりの規定 でもります。この変更は、役員の追 職配対してもいまります。 この変更は、役員の追 職配対してもいます。 に関する財程の整備・ ではります。この変更は、役員の追 職配対してもいまります。 に関する財程の整備・ でもります。 に関する財程の整備・ でもります。この変更は、役員の追 職配対してもいまがまます。 に関する財程の整備・ できしてものまえ、 に関する財程の整備・ できてうてたとを契 機との週間に応じて適正に配 分することにより期間 構造の適正にといるは の質品を役員の在任 野の費品を役員の在任 野の費品をとして、役員の選職 時の費品を役員の在任 として、役員のを に関する財程の整備・ とととして、役員の近職 時の費品に応じて適正に配 分することにより期間 構造の適正ととにより期間 構造の適正ととによります。 ことにより取開	項目	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
従業員の退職給付に充てるため、当事業年度末における退職給付債務および年金質盈の別、込額に基づきましております。 おいままが 1 を				·
てるため、当事業年度 末における退職給付債 務および年金資産の見 込額に基づき、中間会計期間末において発生していると認められる 語を計上しております。 なお、過去勤務債務 は、その発生時の従業 員の平均残存勤務期間 以内の一定の年数により費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生した各事業年度における従業員の平均残存動務期間 以内の一定の年数による定額法により買用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生した各事業年度における従業員の平均残存動務期間 以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生した各事業年度における従業員の平均残存動務期間以内の一定の年数による定額法により要素とした各事業年度における従業員の平均残存動務期間以内の一定の年数による定額法により選事業年度から費用処理することしております。 (追加情報) 指保ジナバン厚生年金基金位、確定給付企業 年金法の施行に伴い、厚生年金基金は、確定給付の業分を 分について、厚生労金養務 年金法の施行に伴い、厚生年金素の平行行称と 方月25日に厚生労働大臣から将来分支後務務 免除の認可を受けました。 ・同間する実務情緒(一質性) 一度における対象になるを含め、1,036百万円を返職が会につきましております。 (会計方部の変更) 独観労金に自力円を返すした。 「会計が関係したとしております。」(会計が多の変更) 会計の認可を受けたした。 遺間とい処理しております。 会計が多い変更) の支払が当中間会計期間ましり、対象にときめて計上する方法に変更しておりましたとしてが見まとに含すしてが現場といるが対象に含めて計上する方法に変更しております。この変更は、役員の退職の対金に含めて計上する方法に変更しております。この変更は、役員の退職の対金を引当計上する会計制度を自当計上する会計制度委員会報情に対して必要といるのでは、役員の退職の対金を引当計上する会計制度を自当がで表して必要といるのでは、企業の可能に応じて適取を着いて対してを必まえ、当時間に応じて適取を着いで表しまがままままままままままままままままままままままままままままままままままま		` '	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	` <i>'</i>
来における退職給付債 務および年金資産の 込額に基づき、中間会 計期間末において発生 していると認められる 額を計上しております。 なお、過去動務債務 は、その発生時の従業 員の平均残存動務期間 以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。 数性計算上の差異は、 その発生した各事業年度における投業員の平均残存動務期間 以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。 数性計算上の差異は、 その発生した各事業年度における後業員の平均残存動務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。 数性計算上の差異は、 その発生した各事業年度における後期のの一定の年数による定額法により理事業年度における後業員の平均残存動務期間以内の一定の年数による定額法により理事業年度における後期のの一定の年数による定額法により理事業等を にはり型事業年度から資用処理することとしております。 にはり型事業年度から資料の理することとしております。 に適情報的 方について、平成16年 5月25日に厚生労働素務 免除の認可を受けました。 原生年金基金の施行に伴い、 原生年金基金の施行に伴い、 原生年金基金の施行の代行部 分について、平成16年 5月25日に厚生労働素務 免除の認可を受けました。 当時の書用としてが、当中間会計期間未にとしてあります。 (役員取職犯労金につきましては、従来、変出 市の書用としてが、当中間会計期間としております。 (役員取職犯労金につきましては、従来、変出 市の書用としてが、当中間会計算としております。 (役員取職犯労金につきましては、従来、変出 市の書用としてが、当中間会計期間より内規定 基準イリルを対すの書としてが、当中間会が関すの書としてが、ます。 観慮が日本日間会計期間より内規定 基準イリカリスを設定を行った。 は職裁労を定めを対することを表更してある計算といるの表す。 この変更は、引針計する会計で言している場前といる表す。 この変更は、引針計する会計であるととの表す。 この変更は、引針計する会計であるととである計として返職を 対することにより期間 損益の意味を定してよります。 は、経来で、空間、 を対することによります。 しております。 では、従来、変出 市の書用としてが、当中による定額 では、従来、変出 中間会計期間としてのます。 この変更は、引針計する会計である。 として、のより計算を を会計信行がによる定額 では、従来、変出 中間を引力に対することを表す。 しております。 では、従来、変出 中間会計期間としてが、当中には、従来、変出 中間会計期間としてが、まず。 を会計信行がことを要は を会計信行がことを要は を会計でしてととを要は をとして、ことにより期間 損益の適正により図 がることにより期間 損益の適正により図 がることにより期間 損益の適正により図 がることにより別間 類なの違いに配 別することにより別間 類なの適正となよび図				
勝まよび年金資産の見				
→				
計期間末において発生 していると認められる 額を計上しております。 なお、過去動務債務 は、その発生時の能業 員の平均残存動務期間 以内の一定の年数により費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生した各事業年 度におりる業質は、その発生した各事業年 度におります。数別制制にの一定の年数により費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生した各事業年 度におります。数別制制関い内の一定の年数により理例技存動務期間以内の一定の年数により理例技行動務期間以内の一定の発生した各事業年 度におりる業質は、その発生した各事業年 度におりる業質は、その発生した各事業年 度におりる業質は、その発生した各事業年 度におりる業質は、その発生した各事業年 度におります。 数別規行動物別間以内の一定の年数により理例技行動務期間以内の一定の手数により費用処理することとしております。 しての表生した各事業年 度におります。 数別規行動物別関内の一定の年数による定額 たら費用処理することとしております。 は一定の手数により費用処理することとしております。 は一定の手数により要別表すとしております。 しての表生した各事業年 度におりる機関により理例表質と表質は、平位の特別というでは、によりで発力に表質は、平位の手数によりで表別によりで表別を表質を表面を含まりましたが、というで表別を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を				
していると認められる 額を計上しております。 なお、過去勤務債務 は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間 以内の一定の年数により費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数により費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生した各事業年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。 の完全した各事業年度における従業員の平均残存動務期間以内の一定の年数による定額が法により要事者にとした事業にの事務が高いの一定の年数による定額が法に対り表することとしております。 (追加情報) 損保ジャパン厚生年金基金は、確定給付企業年金法の基金の代行に伴い、原生年金基金の代行に伴い、原生年金素の形式により変事業をしたとしております。 (追加情報) 損保ジャパン厚生年金基金は、確定給付企業年金法の應子の代行部分についに原生労労免除の認可を受けました。 10-36 百万円を退職給付引き出変更り 役員退職部労金につきましては、従来、の主のより表したが、自分ましたが、自分ましたが、自分ましたが、自分ましたが、自分ましたが、自分ましたが、自分ましたが、自分ましたが、自分ましたが、自分ましたが、自分ましたが、自分ましたが、自分ます。 (会計方針の変更し、位表が表すると対しております。) 年間会計期間未更立給額を対しておりましたが、自分ましたが、自会計画の変更は、経来、少量、経済に対しております。 (会計方針の変更) 役員退職部労金に立ます。 (会計方針の変更) との変更は、経来、2 世間第6個、日本公認会計工協会会計制6年の発生を引きます。 (会計者が定者者、2 世間第6回、日本公認会計工格会会計出格会会計制度を表引を指すが定者え、自時間を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を				_
額を計上しております。 なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存動務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生した各事業年度における後業員の平均残存動務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生した各事業年度における従業員の平均残存動務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生した各事業年度における従業員の平均残存動務期間以内の一定の年数による定額法により可入の一定の年数による定額法により可入の一定の手数による定額法により可入の一定の手数による定額法により可入の企業員の平均残存動務期間以内の一定の年数による定額法により可入の企業員の平均残存動務期間以内の一定の年数による定額法により可入の企業者のです。 数理計算上の差異は、その発生した各事業年度における従業員の平均残存動務期間以内の一定の年数による定額法により可入の企業者の中的残存動務期間以内の一定の年数による業員の中的残存動務期間以内の一定の年数による定額法の可以の表面による。 当時の世界必要者をとしております。 (会計別は第分金、年金を含む、当30日付で厚生労働大臣から指承係をとしてあります。) 1、036百万円を設定を含む、1、036百万円を数けの支援に関する表面に対して対します。(会計方針の変更) (会計方針の変更) (会員の選職が対したと返還報告部に関する表面に対しております。) であります。 この変更は、役員の退職数労金にごを要更は、役員の退職数労金を引当計上もる会話情行が定者としつ、つあることを必要を引当計上もつ。つあることを必要を引当計上もつ。つあることを表情行が定者としての選職と関係の費用を役員の正明期間、対しな理を行うたことを契権として、役員の退職が表面を発行して、役員の退職が対していまがでは、ではいまが対していまがでは、対していまがでは、対していまがでは、対していまがでは、対していまがでは、対していまがでは、対しに対していまがでは、対していまがでは、対していまがでは、対していまがでは、対していまがでは、対していまがでは、対していまがでは、対していまがでは、対していまがでは、対していまがでは、対していまがでは、対しないは、は、対していまがでは、対しには、対しないがでは、対しないまがでは、対していまがでは、対しないまがでは、対していまがでは、対しないといいまがでは、対しないまがでは、対しないは、対して				
す。なお、過去勤務債務 は、その発生時の従業 員の平均残存勤務期間 以内の一定の年数による定額法により費用処 理しております。 数理計算上の差異は、その発生した各事業年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処 理しております。 の発生した各事業年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定数事業年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の中数による定額法により翌事業をしたと書業日度的会費を対しております。 (追加情報) 損保ジャバン厚生年金基金は、確定給付企業年金法の施行に作い、厚生生金基の代行師、 原生年金基の代行師、 原生年金基の代行時、 原生年金基の代行に厚生労働大臣から得外文会総務、免除の認可を受けました。 過程制当額(最低責任平備金)の支払が当の変更) (会計方針の変更) (会計方針の変更) (会計方針の変更) (会計方針の変更) (会計方針の変更) (会計方針の変更) (会計方針の変更) (会計方針の変更) (会計方針の変更) (会計方針の変更) (会計方針の変更) (会計方針の変更) (会計方針の変更) (会計方針の変更) (会計方針の変更) (会計所来要当金に含めて計上しております。 (会計方針の変更) (会計所形定者を更ししてあります。 (会計情行が定者) (力まることを必まえ、 当中間保証と認識配対金 計工協会会計制度委員 会報告第13号)第44-2 項を3612元ことを襲職 計工協会会計列度委員 会報告第13号)第44-2 項を3612元ことを襲 機として、役員の定 日間する現程の存在任 別表の適正化比よび財務体質の強圧に配 分することにより、財務体質の適正に配 分することにより、財務 別議の適正化とよび財務体質の適正に配 分することにより、財務 別域の企工に配 ります。			**	
なお、過去勤務債務 は、その発生時の従業 員の平均残存勤務期間 以内の一定の年数により費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生した各事業年 度におります。 数理計算上の差異は、その発生した各事業年 度におります。 数理計算上の差異は、その発生した各事業年 度におります。 (選加情報) (選加情報) (選加情報) (資加度) (河加度) (河加				
は、その発生時の従業 員の平均疾存動務期間 以内の一定の年数による定額法により資用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生した各事業年度における従業員の平均残存動務期間以内の一定の年数による定額法により資用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生した各事業年度における従業員の平均残存動務期間以内の一定の年数による定額法により翌事業年度がら費用処理することとしております。 (追加情報) 損保ジャパン厚生年金基金は、確定給付企業を金達金は、確定給付企業を全さいの支出に係えるためたりについて、平成16年5月26日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。 当中間会計期間末日現在において測定された。 返還相当額(最低責任業備金)の安切による。第十上しております。 力にのまか、役員の退職が分金につきましております。 の変出した格名なためたりの支出に備えるためた。 の会計信所の企業としております。 対しております。 対しております。 としております。 としております。 としております。 としております。 としております。 としております。 としております。 ので無数に対して原生労働大臣から損保シアレン厚生のを含計としております。 としております。 としております。 の登出したが、役員の退職が付きしたが、当中間会計期間より内規に基立では、従来、支出時の費用として処理しております。 としております。 としております。 の表してととに解しております。 に関する異なが当り、当該返還相当額に最近対策にを受しております。 としております。 としております。 の表したが、分量の退職を対した場合に含めて計上する方法に変更しております。 この変更は、役員の退職が対当金に合めて計してが重に関する異なを含さいます。 としております。 は、その発生時外間に対しまる定額は、との発生の主を含ませいのようには、では、では、は、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、				
員の平均残存勤務期間 以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生した各事業年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。 (追加情報) 損保ジャパン厚生年金基金は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分にのいて、平成16年5月25日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。 当中間会計期間末日現在において測定された返還相当額侵風低責任準備金)の支払が当中間会計期間末日現在しております。 (会計方針の変更)であり、当該返還相当額侵風低責任準備金)の支払が当中間会計期間末日に行われた位にでして「認職給付会計」に関する実務指針(中間報告)」(日本の設金計制度委員会報告第13号)第44-2項を適用した場合に生じる損益の見込数は、に関する実務指針(中間報告)」の日本の認会計制度委員会報告第13号)第44-2項を適用した場合に生じる損益の見込数は、定数を持分に変更しております。 (一間報告)の見込数は (上で、定して、設定を計分は変更 (上でおります。)の支払が当中間会計期間に対しております。 (上でおります。)の支払が当中間会計算に関する実務指針(中間報告)に関する実務指針(中間報告)に関する実務指針(中間報告)に関する実務指針(中間報告)に関する実務指針(中間報告)に関する実務指針(中間報告)に関する実務指針(中間報告)の見込数は (上で、受責の支援を利益に対して適宜に配分することにより期間 に応じて適正に配分することにより期間 に応じて適正に配分することにより期間 は (上で、受力の避正化より財務 (大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、				
以内の一定の年数による定舗法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生した音事業年度における従業員の平均残存動務期間以内の一定の年数による定額法により要事業年度における従業員の平均残存動務期間以内の一定の年数による定額法により要事業年度における従業員の平均残存動務期間以内の一定の年数による定額法によりでも残存動務期間以内の一定の年数による定額法によりで表により選事業年度がら費用処理することとしております。 (追加情報) 損保ジャパン厚生年金 基金は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成16年5月20日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。 当中間会計期間末日現在において測定された返還相当額(番低質性準備金)は36,332百万円であり、当該返還相当額(番低質性準度)の支払が当中間会計期間未日現在に行われたと仮定して「割間、毎世行が定針」しております。 (会計方針の変更) 役員退職起労金につきましては、従来、支出時の費用として処理しております。(会計方針の変更) 役員退職起労金にごきましております。この変更は、役員の退職対金に含めて計上する方法に変更しております。この変更は、役員の退職対金を計計上でする会計信行が定者しつつあることとを認定を対しております。 は関係を計算に関係を対しています。 以内の一定の年数による定額法によりで表す。 職態が分金では、役員の退職が注意に対しております。 この変更は、役員の退職対金に含めて計上する方法に変更しております。 しております。 以内の一定の年数は、当れば、中に、対して対したが、当中間別に対した対したが、当中間別に対します。 とは、対して、役員の退職が対して適性に配けで達すして、役員の退職が対した。 は関係を計算に対して適性に配けでは、対して、役員の退職が対します。 とは、行いて、登員の退職が対して適性に配けで達すして、役員の退職が対して適性に配けで適性を表すして、役員の退職が対して適性を表するとにより期間に応じて適性を対して適性を表するとして、役員の退職が対して適性を表するとして、役員の退職が対して適性を表するとして、役員の退職が対して適性を表するとして、役員の退職が対して適性を表するとして、役員の退職が対して適性を表するとして、役員の退職が対して適性を表するとして、役員の退職が対して適性を表するとして、役員の退職が対して適性を表するとして、役員の退職が対して適性を表するとして、役員の退職が対して適性を表するとして、役員の退職が対して適性を表するとして、役員の退職が対して適性を表するとして、役員の退職が対して適性を表するとして、役員の退職が対して適性を表するとして、役員の退職が対しているといいまするとして、役員の退職が対しているといいまするとしているといいまするとしているといいまするといいまれるといいまするといいまするといいまするといいまするといいいまするといいるといいいまするといいまするとい				=
る定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生した各事業年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。 (追加情報) 担保ジャパン厚生年金基金は、確定給付企業年金法の施行に伴い、原生年金基金の代行部分について、平成16年5月25日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を判した。当中間会計期間よ日現在において、刑定6年5月25日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を判した。当中間会計期間よ日現在において、刑定6年5月25日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を判した。当中間会計期間よりの支払が当中間会計期間よりの支払が当中間会計期間よりの支払が当中間会計期間よりに対します。に関する実務指針(中間報告)」に関する実務指針(中間期に退職慰労金に関する規程の整備・改定を行ったことを機として、役員の退職日に受害を引き、役員の退職日に必能を対する過程を登を表さいます。				
理しております。数理計算上の差異は、その発生した各事業年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。(追加情報) 損保ジャパン厚生年金基金は、確定総付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成16年5月25日に厚生労働大臣が各条分支総義務免除の認可を受けました。当中間会計期間未日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は30万円であり、当該返退相当額(最低責任準備金)は30万円であり、当該返退相当額(最低責任準備金)の支払が当中間会計期間表目に行われたと仮定して「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計上版会会計制度委員会報告第13号)第44-2項を適用した地質は2,884百万円の益となります。				
数理計算上の差異は、その発生した各事業年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額 法により翌事業年度から費用処理することとしております。 (追加情報) 損保ジャパン厚生年金 基金は、確定給付企業年金法の施行に件い、厚生年金基金の代行部分について、平成16年5月26日に厚生労働大臣から将来分き義務免除の認可を受けました。 当中間会計期間末日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は36,322百万円であり、当該返退損出額(最低責任準備金)の支払が当中間会計期間末日に行われたと仮定して「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」に関する実務指針(中間報告)」に関する実務指針(中間報告)」に関する実務指針(中間報告)」に関する実務指針(中間報告)」に関する実務指針(中間報告)」に関する実務指針(中間報告)」に関する実務指針(中間報告)」に関する実務指針(中間報告)」に関する実務指針(中間報告)」に関する実務指針(中間報告)」に関する実務方法の表計が応急会計が応急会計が応急会計が応急会計が応急会計が応急会計が応急会計が応急会				
その発生した各事業年度における従業員の平均秩存動務期間以内の一定の年数による定額 法により翌事業年度から費用処理することとしております。 (追加情報) 損保ジャパン厚生年金基金の代行部分について、平成16年 5月25日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。 当中間会計期間末日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は36,332百万円であり、責法を計算しております。 の支払が当中間会計期間末要支給に含地上でが、内規に基づ後付引当金に変更しております。 に関する実務指針に関する実施の登上とを必要しております。 と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、				
度にあける従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数により翌事業年度から費用処理することとしております。 (追加情報) 損保ジャパン厚生年金基金は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基の代行部分にの下文を総義務免除の認可を受けました。当中間会計期間末日現在において、平成10年5月25日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。当中間会計期間末日現在において、平成10年5月25日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。当中間会計期間末日現在において、可放10年間会計期間末日現在において、対方との変更は、後未が対したが、対方にあり、当該返還相当額(最低責任準備金)は36,332 戸であり、当該返還相当額(最低責任準備金)の支払が当中間会計期間末日に行われたと仮定して「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)に関する実務指針(中間報告)に関する実務指針(中間報告)に関する実務指針(中間報告)に関する実務指針(中間報告)に関する実務指針(中間報告)に関する実務指針(中間報告)に関する実務指針(中間報告)に対応が必要しております。として、役員の退職を受益を引出計した場合に生じる損益の見込館は28,884百万円の益となります。				
り残存勤務期間以内の 一定の年数による定額 法により翌事業年度か ら費用処理することとしております。 (追加情報) 損保ジャパン厚生年金 基金は、確定給付企業 年金法の施行に伴い。 厚生年金基金の代行部 分について、平成16年 5月25日に厚生労働大臣から将来分支給義務 免除の認可を受けました。 当中間会計期間末日現在において測定された 返還相当額(最低責任 準備金)は36,332百万 円であり、当該返還相 当額(最低責任 推倫金)は 36,332百万 日であり、当該返還相 当額(最低責任 推倫金)は 36,332百万 日であり、当を終済を では、「認解と対しております。 は 24,42 世界の表とにより期間 間末日に行われたと仮定して「退職務指針(中間報告)。(日本公認会計 財産委員 公計 日本の表ととを小歌を引きまえ、当中間期に認職と対金を引きまえ、当中間期に認職を対金を引きまえ、当中間期に認職を対金を引きまえ、当中間期に応じを心事を要しているの表とととない、役員の退権・改定を行ったこととを、関を対することとを心事を対象を引きまえ、当中間期に応じれているの表として、役員の退任・期間に応じて適正に配分することにより期間に応じて適正に配分することにより期間に応じて適正に配分することにより期間に応じて適正に配分することによりまれているの表とは、まれているの表と				
一定の年数による定額 法により翌事業年度から費用処理することとしております。 (追加情報) 損保ジャパン厚生年金 基金は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成16年5月25日に甲生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。 当中間会計期間末日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は36,332百万円で商会計期間よりの支払が当中間会計期間間よりの支払が当中間会計期間間よりの支払が当中間会計期間間よりに提聯給付引当金に含めて計上する方法に変更しております。 (会員の退職が分金を引当計しております。 (の支払が当中間会計期間間よりの支払が当中間会計期間間よりの支払が当中間会計期間間よりに提聯給付引当金に含めて計上する方法に変更しております。 この変更は、役員の退職が分金を引当計して関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計工協会会計制度委員会報告第13号)第44-2 項を適用した場合に生じる損益の見込額は22,884百万円の益となります。				
法により翌事業年度から費用処理することとしております。 (追加情報) 損保ジャパン厚生年金基金(本確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成16年5月25日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。当中間会計期間末日現在において測定された返還相当額(最低責任事備金)は36,332百万円であり、当該返還相当額(最低責任準備金)は36,332百万円であり、当該返還相当額(最低責任準備金)の支払が当中間会計期間末日に関する実務指針(中間報告)に日本公認会計上する方法に変更しております。 「関する実務指針(中間報告)自本公認会計上度会計13号)第44-2項を適用した場合に生じる損益の見込額は22,884百万円の益となります。 法により翌事業年度から費用処理することとしております。 第787年金書金解散の認可を取得したことに中心、退職給付引当金に含めて計上しております。 第787年金書を含む)の支出に備えるため、1,036百万円を退職給付引当金に合めて計上しております。 第787年金書を含む)の支出に備えるため、1,036百万円を増別利益に計上しております。 第787年金書を含む)の支出に備えるため、1,036百万円を増別利益に計上しております。 第787年金書を含む)の支出に備えるため、1,036百万円を増別利益に計上しております。 第787年金書を含む)の支出に備えるため、1,036百万円を増別利益に計上しております。 第787年金書を含む)の支出に備えるため、1,036百万円を増別利益に対しております。 第787年金書を含む)の支出に構えるため、1,036百万円を増別利益に計上しております。 第787年金書を含む)の支出に構えるため、1,036百万円を増別利益に対しております。 第787年金書を含む)の表記を含む)の表記を含む。1,036百万円を増別利益に計上しております。 第787年金書を含む)の表記を含む。1,036百万円を増別利益に対しております。 第787年金書を含む)の表記を含む、1,036百万円を退職を含む。1,036百万円を増別利益に対しております。 第787年金書を含む)の表記を含む、1,036百万円を増別利益に対しております。 第787年金書を含む)の表記を含む、1,036百万円を増別利益に対しております。 第787年金書を含む)の表記を含む、1,036百万円を退職を含む。1,036百万円を通用を含む。1,036百万円を退職を含む。1,036百万円を定している。1,036百万円を認定を含む。1,036百万円を認定を含む。1,036百万円を認定を含む。1,036百万円を定しているのでは、1,036百万円を認定を含む。1,036百万円を定しているのでは、1,036百万円を認定を含む。1,036百万円を含む。1,036百				=
き費用処理することとしております。 (追加情報) 損保ジャパン厚生年金基金は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成16年5月25日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。当中間会計期間末日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)の支払が当中間会計期間未日現台の支払が当中間会計期間末日に行われたと仮定して「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計土協会会計制度委員会報告第13号)第44-2 項を適用した場合に生じる損益の見込額は22,884百万円の益となります。 も費用処理することとしております。				
しております。 (i迫加情報) 損保ジャパン厚生年金 基金は、確定給付企業 年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部 分について、平成16年 5月25日に厚生労働大 免除の認可を受けました。 当中間会計期間末日現在において測定された 返還相当額(最低責任準備金)の支払が当中間会計期間間末日に関する実務指針(中間報告)に関する実務指針(中間報告)に関する実務指針(中間報告)の見い音を強力が変更しております。 しております。 しております。 しております。 上記のほか、役員の退職給引引当金に含めて計上しております。 (会計方針の変更) 役員退職制労金につき表しては、逆来、支出時の費用として処理しておりましたが、当中間会計期間より内規に基づく期末要支給額を退職給付引当金に含めて計上する方法に変更しております。 しております。 しております。 に関するを含む、うの支出で表して、会員退職制労金につき表しては、当中間会計期間より内規に基づく期末要支給額を退職給付引当金に含めて計上する方法に変更しております。 しております。 しております。 とを記するとして、役員の退職制制・企業を対している。 に関する実務に変更しております。 しております。 しております。 しております。 に関する方法に変更しております。 しております。 しております。 しております。 に関する方法に変更しております。 しております。 に関する方法に変更しております。 しております。 に関する方法に変更しております。 しております。 に関する方法に変更しております。 しております。 に関する方法に変更しております。 しております。 に関する方法に変更しております。 に関する対象に対するとして、役員の退職時の費用を役員の在任期間に応じて適正に配分することにより期間損益の適正化および財務体質の健全化を図る				
(追加情報) 損保ジャバン厚生年金 基金は、確定給付企業 年金法の施行に伴い、 厚生年金基金の代行部 分について、平成16年 5月25日に厚生労働大 臣から将来分支給義務 免除の認可を受けました。 当中間会計期間末日現在において測定された 返還相当額(最低責任 準備金)は36,332百万 円であり、当該返還相 当額(最低責任準備金)の支払が当中間会計期間末日に行われたと仮定して「退職給付会計に関する実務指金的の支払が当中間会計期間末日に行われたと仮定して「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計土協会会計制度委員会報告第13号)第44-2 項を適用した場合に生じる損益の見込額は 22,884百万円の益となります。				
環保ジャバン厚生年金基金は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成16年5月25日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。当中間会計期間未日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は36,332百万円であり、当該返還相当額(最低責任準備金)の支払が当中間会計期間末日の支払が当中間会計期間末日に行われたと仮定して「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計工協会会計制度委員会報告第13号)第44-2項を適用した場合に生じる損益の見込額は22,884百万円の益となります。				
基金は、確定給付企業 年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部 分について、平成16年 5月25日に厚生労働大 臣から将来分支給義務 免除の認可を受けました。 当中間会計期間末日現在において測定された 返還相当額(最低責任 準備金)は36,332百万 円であり、当該返還相 当額(最低責任準備金) の支払が当中間会計期間間末日に行われたと仮定して「退職給付引」当金に含めて計上する方法に変更しておりましたが、当中間会計期間間末日に行われたと仮定して「退職給付引」当金に含めて計上する方法に変更しております。 つの変更は、役員の退職慰労金を引当計上する会計間で表会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計土協会会計制度委員会報告第13号)第44-2項を適用した場合に生じる損益の見込額は 22,884百万円の益となります。				
年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成16年5月25日に厚生労働大臣から将来分安給務務免除の認可を受けました。 当中間会計期間末日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は36,332百万円であり、当該返還相当額(最低責任準備金)の支払が当中間会計期間末日に行われたと仮定して「退職給行当生を設定を引出計しておりましたが、当中間報告)に関する実務指針(中間報告)に関する実務指針(中間報告)に関する実務指針(中間報告)に関する場別を表別の支払が当中間を計期に退職別労金を引出計しております。 が、1,036百万円を退職給付引当金に含めて計上しております。 が、2,036百万円を退職給付引当金に含めて計上しております。 特別利益に計上しております。 特別利益に対して表して、では、従来、支出に対して、対力を表しなが、当時の費用として処理して、対力を表して、対力			_	
厚生年金基金の代行部分について、平成16年5月25日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。 当中間会計期間末日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は36,332百万円であり、当該返還相当額(最低責任準備金)の支払が当中間会計期間局計期間表計期間表計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計土協会会計制度委員会報告第13号)第44-2項を適用した場合に生じる損益の見込額は22,884百万円の益となります。 「関する実務相」に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計土協会会計制度委員会報告第13号)第44-2項を適用した場合に生じる損益の見込額は22,884百万円の益となります。 「関する現在の整備・改定を行ったことを契機として、役員の退職時の費用を役員の在任期間に応じて適正に配分することにより期間損益の適正化および財務体質の健全化を図る			-	i i
分について、平成16年 5月25日に厚生労働大 臣から将来分支給義務 免除の認可を受けました。 当中間会計期間末日現在において測定された 返還相当額(最低責任 準備金)は36,332百万 円であり、当該返還相 当額(最低責任準備金) の支払が当中間会計期間間より内規に 基づく期末要支給額を 退職給付引当金に含め て計上する方法に変更 しております。 この変更は、役員の退 職慰労金を引当計して 定して「退職給付会計 に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員 会報告第13号)第44-2 項を適用した場合に生 じる損益の見込額は 22,884百万円の益となります。 切ます。			· ·	
5月25日に厚生労働大 臣から将来分支給義務 免除の認可を受けました。 当中間会計期間末日現在において測定された 返還相当額(最低責任 準備金)は36,332百万 円であり、当該返還相 当額最低責任準備金)の支払が当中間会計期間ま日に行われたと仮定して「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第44-2項を適用した場合に生じる適用した場合に生じる適益の見込額は22,884百万円の益となります。 (会計方針の変更) 役員退職慰労金につきましてが、当中間会計期間より內額に基づく期末要支給額を可能会が、当中間会計期間表のの選問を会別の表した。 可を変更は、役員の退職といる会計に関する表に関する規程の整備・改定を行ったことを契機として、役員の取職時の費用を役員の在任期間に応じて適正に配分することにより期間損益の適正化および財務体質の健全化を図る				
臣から将来分支給義務 免除の認可を受けました。 当中間会計期間末日現在において測定された 返還相当額(最低責任 準備金)は36,332百万 円であり、当該返還相 当額(最低責任準備金) の支払が当中間会計期間末日に行われたと仮定して「退職給付会計 に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計上協会会計制度委員会報告第13号)第44-2項を適用した場合に生じる損益の見込額は22,884百万円の益となります。				
定験の認可を受けました。 当中間会計期間末日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は36,332百万円であり、当該返還相当額最低責任準備金)の支払が当中間会計期間末日に行われたと仮定して「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計土協会会計制度委員会報告第13号)第44-2項を適用した場合に生じる損益の見込額は22,884百万円の益となります。 「関するにとを契機として、役員の退職に応じて、役員の退職に応じて、役員の退職を行っる会計制度委員会報告第13号)第44-2項を適用した場合に生じる損益の見込額は22,884百万円の益となります。			·	
た。 当中間会計期間末日現在において測定された 返還相当額(最低責任 準備金)は36,332百万 円であり、当該返還相 当額(最低責任準備金) の支払が当中間会計期間末日に行われたと仮定して「退職給付会計 に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第44-2 項を適用した場合に生じる損益の見込額は 22,884百万円の益となります。		免除の認可を受けまし		
当中間会計期間末日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は36,332百万円であり、当該返還相当額(最低責任準備金)の支払が当中間会計期間末日に行われたと仮定して「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第44-2項を適用した場合に生じる損益の見込額は22,884百万円の益となります。				
在において測定された 返還相当額(最低責任 準備金)は36,332百万 円であり、当該返還相 当額(最低責任準備金) の支払が当中間会計期 間末日に行われたと仮 定して「退職給付会計 に関する実務指針(中 間報告)」(日本公認会 計士協会会計制度委員 会報告第13号)第44-2 項を適用した場合に生 じる損益の見込額は 22,884百万円の益となります。 間会計期間より内規に 基づく期末要支給額を 退職給付引当金に含め て計上する方法に変更 しております。 二の変更は、役員の退 職慰労金を引当計上す る会計慣行が定着しつ つあることをふまえ、 当中間期に退職慰労金 に関する規程の整備・ 改定を行ったことを契 機として、役員の退職 時の費用を役員の在任 期間に応じて適正に配 分することにより期間 損益の適正化および財 務体質の健全化を図る		当中間会計期間末日現		
返還相当額(最低責任 準備金)は36,332百万 円であり、当該返還相 当額(最低責任準備金) の支払が当中間会計期 間末日に行われたと仮 定して「退職給付会計 に関する実務指針(中 間報告)」(日本公認会 計士協会会計制度委員 会報告第13号)第44-2 項を適用した場合に生 じる損益の見込額は 22,884百万円の益となります。				
準備金)は36,332百万円であり、当該返還相当額(最低責任準備金)の支払が当中間会計期間末日に行われたと仮定して「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第44-2項を適用した場合に生じる損益の見込額は22,884百万円の益となります。 退職給付引当金に含めて計上する方法に変更しております。 しております。 この変更は、役員の退職財労金を引当計上する会計慣行が定着しつつあることをふまえ、当中間期に退職慰労金に関する規程の整備・改定を行ったことを契機として、役員の退職時の費用を役員の在任期間に応じて適正に配分することにより期間に応じて適正に配分することにより期間損益の適正化および財務体質の健全化を図る			基づく期末要支給額を	
田であり、当該返還相 当額(最低責任準備金) の支払が当中間会計期 間末日に行われたと仮 定して「退職給付会計 に関する実務指針(中 間報告)」(日本公認会 計士協会会計制度委員 会報告第13号)第44-2 項を適用した場合に生 じる損益の見込額は 22,884百万円の益となります。		· ·	退職給付引当金に含め	
の支払が当中間会計期 間末日に行われたと仮 定して「退職給付会計 に関する実務指針(中 間報告)」(日本公認会 計士協会会計制度委員 会報告第13号)第44-2 項を適用した場合に生 じる損益の見込額は ります。		円であり、当該返還相	て計上する方法に変更	
間末日に行われたと仮 定して「退職給付会計 に関する実務指針(中 間報告)」(日本公認会 計士協会会計制度委員 会報告第13号)第44-2 項を適用した場合に生 じる損益の見込額は 22,884百万円の益となります。		当額(最低責任準備金)		
定して「退職給付会計 に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第44-2 項を適用した場合に生じる損益の見込額は22,884百万円の益となります。		の支払が当中間会計期	この変更は、役員の退	
に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第44-2項を適用した場合に生じる損益の見込額は22,884百万円の益となります。 つあることをふまえ、当中間期に退職慰労金に関する規程の整備・改定を行ったことを契機として、役員の退職時の費用を役員の在任期間に応じて適正に配分することにより期間損益の適正化および財務体質の健全化を図る		間末日に行われたと仮	職慰労金を引当計上す	
間報告)」(日本公認会 計士協会会計制度委員 会報告第13号)第44-2 項を適用した場合に生 じる損益の見込額は 22,884百万円の益となります。 当中間期に退職慰労金 に関する規程の整備・ 改定を行ったことを契 機として、役員の退職 時の費用を役員の在任 期間に応じて適正に配 分することにより期間 損益の適正化および財 務体質の健全化を図る		定して「退職給付会計	る会計慣行が定着しつ	
計士協会会計制度委員 会報告第13号)第44-2 項を適用した場合に生 じる損益の見込額は 22,884百万円の益となります。 に関する規程の整備・ 改定を行ったことを契 機として、役員の退職 時の費用を役員の在任 期間に応じて適正に配 分することにより期間 損益の適正化および財 務体質の健全化を図る		に関する実務指針(中	つあることをふまえ、	
会報告第13号)第44-2 項を適用した場合に生 じる損益の見込額は 22,884百万円の益とな ります。		間報告)」(日本公認会	当中間期に退職慰労金	
項を適用した場合に生 じる損益の見込額は おっとなって、役員の退職 時の費用を役員の在任 期間に応じて適正に配 ります。 分することにより期間 損益の適正化および財 務体質の健全化を図る		計士協会会計制度委員	に関する規程の整備・	
じる損益の見込額は 22,884百万円の益とな ります。 明間に応じて適正に配 分することにより期間 損益の適正化および財 務体質の健全化を図る		会報告第13号)第44-2	改定を行ったことを契	
22,884百万円の益とな ります。 期間に応じて適正に配 分することにより期間 損益の適正化および財 務体質の健全化を図る		項を適用した場合に生	機として、役員の退職	
ります。分することにより期間損益の適正化および財 務体質の健全化を図る		じる損益の見込額は	時の費用を役員の在任	
損益の適正化および財 務体質の健全化を図る		22,884百万円の益とな	期間に応じて適正に配	
務体質の健全化を図る		ります。	分することにより期間	
			損益の適正化および財	
1 <u></u>			務体質の健全化を図る	
ことを目的として行っ			ことを目的として行っ	

	- 一	业市服人≐↓₩₩	芸声张左 英
項目	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
		たものであります。 このであります。 こので更間間が生生を でを見りを は、、額 でを でを でで で で で で で で で で で で で で で で で	
	(4) 賞与引当金 従業員賞与に充てるため、中間会計期間末に おける支給見込額を基準に計上しております。	(4) 賞与引当金 同左	(4) 賞与引当金 従業員賞与に充てるため、期末における支給 見込額を基準に計上しております。
	(5) 価格変動準備金 株式等の価格変動によ る損失に備えるため、 保険業法第115条の規 定に基づき計上してお ります。	(5) 価格変動準備金 同左	(5) 価格変動準備金 同左
5 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠し、外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左	外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠し、外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6 リース取引の処理 方法	リース物件の所有権が借主 に移転すると認められるも の以外のファイナンス・リ ース取引については、通常 の賃貸借取引に係る方法に 準じた会計処理によってお ります。	同左	同左

	쓸라테스 *I #n==	ッカ田스≐! #□□□	兰声光 左连
項目	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日	当中間会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日	前事業年度 (自 平成16年4月1日
	至 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(目 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(日 千成10年4月1日 至 平成17年3月31日)
	保有する株式に係る将来の	一 工	同左
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	株価変動リスクをヘッジす	1-3-2	132
	る目的で行う株式スワップ		
	取引については時価ヘッジ		
	を適用しております。		
	また、保有する債券に係る		
	将来の金利変動リスクをへ		
	ッジする目的で行う金利ス		
	ワップ取引で特例処理の適		
	用要件を満たすものについ		
	Tは金利スワップの特例処		
	理を、外貨建の貸付金、債		
	姓を、外質建の質的金、質		
	為替相場の変動リスクをへ		
	ッジする目的で行う為替予		
	約取引および通貨スワップ		
	取引で振当処理の適用要件		
	を満たすものについては振		
	当処理を適用しておりま		
	す。		
	なお、ヘッジの有効性につ		
	いては、原則としてヘッジ		
	開始時から有効性判定時点		
	までの期間において、ヘッ		
	ジ対象の相場変動とヘッジ		
	手段の相場変動を定期的に		
	比較し両者の変動額等を基		
	礎にして判断しておりま		
	す。ただし、ヘッジ対象と		
	ヘッジ手段との間に高い相		
	関関係があることが明らか		
	なもの、金利スワップの特		
	例処理の適用要件を満たす		
	ものおよび振当処理の適用		
	要件を満たすものについて		
	は、ヘッジの有効性の判定		
	を省略しております。		

	項目	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
8	消費税等の会計処 理	消費税および地方消費税の 会計処理は税抜方式に損害 間では現ます。ただし、損害 調査費、諸手数料及び集建 費、営業費及び一般管理 等の費用は税込方式によっております。 なおい資産に係る控除対象 外消費税等はその他資産に 計上し、5年間で均等償却 しております。	同左	消費税および地方消費税の 会計処理は税抜方式に損害 調査費、おびります。ただし、損害 調査費、諸手数料及で 費の費用は税込方式により でおります。 なお、資産に係る控除対象 外消費税等は仮払金に計し し、5年間で均等償却して おります。
9	税効果会計に関する事項	中間会計期間に係る納付税 額および法人税等調整額 は、当事業年度において予 定している利益処分方式 よる海外投資等損失準備の および圧縮記帳積立金の積 立ておよび取崩しを前提と して、当中間会計期間に係 る金額を算出しておりま す。	中間会計期間に係る納付税 額および法人税等調整額 は、当事業年度において予 定している利益処分方式に よる圧縮記帳積立金の積立 ておよび取崩しを前提とし て、当中間会計期間に係る 金額を算出しております。	

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成16年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日)
(中間損益計算書)	(中間損益計算書)
当中間会計期間から保険業法施行規則の改正により中間損益計算書の様式を改訂いたしましたが、その主な内容は次のとおりであります。	前期から、「過年度法人税及び住民税」は、金額が僅少となったため、「法人税及び住民税」に含めて表示することといたしました。 なお、当中間会計期間における「過年度法人税及び住民税」は5百万円であります。
1 「資産運用収益」の内訳として「売買目的有価証券運用益」を表示しております。なお、前中間会計期間の「売買目的有価証券運用益」は1,759百万円であります。	
2 「資産運用費用」の内訳として「売買目的有価証券運用損」を表示しております。なお、前中間会計期間の「売買目的有価証券運用損」は該当ありません。	
3 「その他経常費用」の内訳として「支払利息」を 表示しております。なお、前中間会計期間の「支 払利息」は65百万円であります。	

追加情報

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
(自 平成16年4月1日	(自 平成17年4月1日	(自 平成16年4月1日
至 平成16年9月30日)	至 平成17年9月30日)	至 平成17年3月31日)
		当期において、より長期の実績値に基づく見積もりが可能となった未報告損害等に係る支払備金の算出にあたって、当該見積もりに基づく計算を行っております。その結果、当期の支払備金繰入額が、21,180百万円増加しております。

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成16年9月30日現在)

- 1 不動産及び動産の減価償却累 計額は226,332百万円、圧縮 記帳額は11,831百万円であり ます。
 - なお、当中間会計期間において取得価額から控除した圧縮記帳額は、国庫補助金の交付を受けて取得した動産に係る0百万円であります。
- 2 担保に供している資産は有価 証券59,936百万円および預貯 金6,856百万円であります。 これらは、その他負債に含ま れる借入金1,004百万円の担 保のほか、信用状発行の目的 などにより差し入れているも のであります。
- 3 (1) 貸付金のうち、破綻先債権 額は47百万円、延滞債権額 は10,623百万円でありま す。

なお、破綻先債権とは、元 本または利息の支払の遅延 が相当期間継続しているこ とその他の事由により元本 または利息の取立てまたは 弁済の見込みがないものと して未収利息を計上しなか った貸付金(貸倒償却を行 った部分を除く。以下「未 収利息不計上貸付金」とい う)のうち、法人税法施行 令(昭和40年政令第97号)第 96条第1項第3号のイから ホまでに掲げる事由または 同項第4号に規定する事由 が生じている貸付金であり ます。

また、延滞債権とは、未収 利息不計上貸付金であっ て、破綻先債権および債務 者の経営再建または支援を 図ることを目的として利息 の支払を猶予した貸付金以 外の貸付金であります。

当中間会計期間末 (平成17年9月30日現在)

- 1 不動産及び動産の減価償却累 計額は224,032百万円、圧縮 記帳額は10,799百万円であり ます。
- 2 担保に供している資産は有価 証券61,458百万円および預貯 金6,416百万円であります。 これらは、その他負債に含ま れる借入金834百万円の担保 のほか、信用状発行の目的な どにより差し入れているもの であります。
- 3 (1) 貸付金のうち、破綻先債権 額は33百万円、延滞債権額 は7,319百万円でありま す。

なお、破綻先債権とは、元 本または利息の支払の遅延 が相当期間継続しているこ とその他の事由により元本 または利息の取立てまたは 弁済の見込みがないものと して未収利息を計上しなか った貸付金(貸倒償却を行 った部分を除く。以下「未 収利息不計上貸付金」とい う)のうち、法人税法施行 令(昭和40年政令第97号)第 96条第1項第3号のイから ホまでに掲げる事由または 同項第4号に規定する事由 が生じている貸付金であり ます。

また、延滞債権とは、未収 利息不計上貸付金であっ て、破綻先債権および債務 者の経営再建または支援を 図ることを目的として利息 の支払を猶予した貸付金以 外の貸付金であります。

前事業年度末 (平成17年3月31日現在)

- 1 不動産及び動産の減価償却累 計額は228,555百万円、圧縮 記帳額は10,842百万円であり ます。
 - なお、当期において取得価額から控除した圧縮記帳額は、 国庫補助金の交付を受けて取得した動産に係る0百万円であります。
- 2 担保に供している資産は有価 証券57,193百万円および預貯 金6,684百万円であります。 これらは、その他負債に含ま れる借入金904百万円の担保 のほか、信用状発行の目的な どにより差し入れているもの であります。
- 3 (1) 貸付金のうち、破綻先債権 額は64百万円、延滞債権額 は7,876百万円でありま す。

なお、破綻先債権とは、元 本または利息の支払の遅延 が相当期間継続しているこ とその他の事由により元本 または利息の取立てまたは 弁済の見込みがないものと して未収利息を計上しなか った貸付金(貸倒償却を行 った部分を除く。以下「未 収利息不計上貸付金」とい う)のうち、法人税法施行 令(昭和40年政令第97号)第 96条第1項第3号のイから ホまでに掲げる事由または 同項第4号に規定する事由 が生じている貸付金であり ます。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

前中間会計期間末 (平成16年9月30日現在)

- (2) 貸付金のうち、3カ月以上 延滞債権は114百万円であ ります。
 - なお、3カ月以上延滞債権 とは、元本または利息の支 払が、約定支払日の翌日か ら3月以上遅延している貸 付金で、破綻先債権および 延滞債権に該当しないもの であります。
- (3) 貸付金のうち、貸付条件緩 和債権額は7,063百万円で あります。 なお、貸付条件緩和債権と は、債務者の経営再建また は支援を図ることを目的と して、金利の減免、利息の 支払猶予、元本の返済猶 予、債権放棄その他の債務 者に有利となる取決めを行 った貸付金で、破綻先債 権、延滞債権および3カ月 以上延滞債権に該当しない ものであります。
- (4) 破綻先債権額、延滞債権 額、3カ月以上延滞債権額 および貸付条件緩和債権額 の合計額は17,847百万円で あります。
- 支払備金の内訳

支払備金

(出再支払備金

控除前、(口)に622,178百万円 掲げる保険を除

<)

同上にかかる出 _{64,982}百万円 再支払備金

差引(イ) 557,196百万円 地震保険および 自動車損害賠償 52,312百万円 責任保険にかか

609,509百万円 計(イ+口)

責任準備金の内訳 普通責任準備金

る支払備金(口)

(出再責任準備金909,385百万円 控除前)

同上にかかる

30,709百万円 出再責任準備金

差引(イ)

878,676百万円

その他の責任 2,509,108百万円 準備金<u>(口)</u>

計(イ+ロ) 3,387,784百万円

- 有価証券には消費貸借契約に より貸し付けているものが 63,035百万円含まれておりま す。
- 貸付コミットメント契約に係 る融資未実行残高は23,746百 万円であります。

当中間会計期間末 (平成17年9月30日現在)

- (2) 貸付金のうち、3カ月以上 延滞債権に該当するものは ありません。 なお、3カ月以上延滞債権 とは、元本または利息の支 払が、約定支払日の翌日か ら3月以上遅延している貸 付金で、破綻先債権および 延滞債権に該当しないもの であります。
- (3) 貸付金のうち、貸付条件緩 和債権額は3,179百万円で あります。 なお、貸付条件緩和債権と は、債務者の経営再建また は支援を図ることを目的と して、金利の減免、利息の 支払猶予、元本の返済猶 予、債権放棄その他の債務 者に有利となる取決めを行 った貸付金で、破綻先債 権、延滞債権および3カ月 以上延滞債権に該当しない ものであります。
- (4) 破綻先債権額、延滞債権 額、3カ月以上延滞債権額 および貸付条件緩和債権額 の合計額は10.532百万円で あります。
- 支払備金の内訳

支払備金

(出再支払備金

控除前、(口)に582,016百万円 掲げる保険を除

<) 同上にかかる出 44,137百万円

再支払備金 差引(イ) 537,878百万円

地震保険および

自動車損害賠償 55,438百万円 責任保険にかか る支払備金(口)

593,317百万円 計(イ+口)

責任準備金の内訳 普通責任準備金

(出再責任準備金928,750百万円 控除前)

同上にかかる

31,853百万円 出再責任準備金

差引(イ)

896.896百万円

その他の責任 2,441,592百万円

準備金<u>(口)</u>

計(イ+ロ) 3,338,488百万円

- 有価証券には消費貸借契約に より貸し付けているものが 91,340百万円含まれておりま す。
- 貸付コミットメント契約に係 る融資未実行残高は9,033百 万円であります。

前事業年度末

(平成17年3月31日現在)

- (2) 貸付金のうち、3カ月以上 延滞債権に該当するものは ありません。 なお、3カ月以上延滞債権 とは、元本または利息の支 払が、約定支払日の翌日か ら3月以上遅延している貸 付金で、破綻先債権および 延滞債権に該当しないもの であります。
- (3) 貸付金のうち、貸付条件緩 和債権額は3,459百万円で あります。 なお、貸付条件緩和債権と は、債務者の経営再建また は支援を図ることを目的と して、金利の減免、利息の 支払猶予、元本の返済猶 予、債権放棄その他の債務 者に有利となる取決めを行 った貸付金で、破綻先債 権、延滞債権および3カ月 以上延滞債権に該当しない ものであります。
- (4) 破綻先債権額、延滞債権 額、3カ月以上延滞債権額 および貸付条件緩和債権額 の合計額は11,400百万円で あります。
- 支払備金の内訳

支払備金

(出再支払備金

控除前、(口)に 597,198百万円 掲げる保険を除

<) 同上にかかる出

68,343百万円 再支払備金

_ 差引(イ)

528,854百万円

地震保険および 自動車損害賠償

57,832百万円 責任保険にかか

る支払備金(口)

計(イ+ロ) 586,687百万円

責任準備金の内訳

普通責任準備金

(出再責任準備金 906,241百万円 控除前)

同上にかかる

32,473百万円 出再責任準備金

差引(イ)

873.767百万円

その他の責任 その他の責任 2,422,019百万円 準備金(口)

計(イ+ロ) 3,295,787百万円

- 消費貸借契約により貸し付け ている有価証券が株式と外国 証券に合計80,771百万円含ま れております。
- 貸付コミットメント契約に係 る融資未実行残高は22,278百 万円であります。

自	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
収入保険料 847,238百万円 支払 158,969百万円 正味収入 688,269百万円 正味収入 688,269百万円 正味収入 688,269百万円 正味支払保険金の内駅 支払保険金 402,726百万円 回収 112,275百万円 正味支払 350,451百万円 回収 25,1351至 372,009百万円 三株支払保険金 1,071,079百万円 三株支払保険金 1,071,079百万円 三株支払保険金 1,071,079百万円 回収 25,1351至 372,009百万円 三株支払保険金 1,071,079百万円 三株支払保険金 1,071,079百万円 三株支払保険金 1,071,079百万円 回収 25,1351至 372,009百万円 三株支払保険金 1,071,079百万円 1,070百万円	(自 平成16年4月1日	(自 平成17年4月1日	(自 平成16年4月1日
支払 158,969百万円 正味収入 (保険料 688,269百万円 2 正味支払保険金の内訳 支払保険金 462,726百万円 回収 112,275百万円 正味支払 (保険金 12,275百万円 回収 12,275百万円 正味支払 (保険金 129,755百万円 回収 20,436年数料 24,3568百万円 正味支益 129,755百万円 同収 (保険金 129,755百万円 同収 (保険金 129,755百万円 同収 (保険金 129,755百万円 (保険金 129,755百万円 (保険金 129,755百万円 (保険金 129,755百万円 (保険金 129,755百万円 (保険金 129,755百万円 (保険金 120,765百万円 (保険金 13,766百万円 (保険金 13,766百万円 (保険金 13,766百万円 (保険金 13,766百万円 (保険金 13,766百万円 (保険金 13,766百万円 (保険金 13,766百万円 (保険金 13,766百万円 (保険金 14,686百万円 (保険金 14,176万円 (保険金 13,766百万円 (保険金 13,767百万円 (保険金 13,767百万円 (保険金 13,767百万円 (保険金 13,767百	1 正味収入保険料の内訳	1 正味収入保険料の内訳	1 正味収入保険料の内訳
-) 再保険料 188,999百万円 正味収入 688,269百万円 (保険料 688,269百万円 回収 112,275百万円 -) 再保険金 462,726百万円 回収 129,755百万円 -) 再保険金 112,275百万円 -) 再保険金 350,451百万円 3 諸手数料及び集金費の内配 支払諸手数料 119,146百万円 出解保険 8,829百万円 活手数料 119,146百万円 とび集金費 110,316百万円 とび集金費 110,316百万円 とび集金費 110,316百万円 とび集金費 110,316百万円 とび集金費 110,316百万円 を決して、			
保険料 080,2091円 7	- <u>)</u> 再保険料 158,969日万円	- <u>)</u> 再保険料 146,647日ガロ	- <u>)</u> 再保険料 306,799日万円
支払保険金 462,726百万円 回収 支払保険金 501,765百万円 回収 - 支払保険金 1,071,079百万円 回収 - 支払保険金 257,982百万円 正味支払 257,982百万円 正味支払 - 大いの9百万円 回収 - 大いの9百万円 経験金 - 1,071,079百万円 回収 - 257,982百万円 正味支払 - 1,071,079百万円 経験金 - 257,982百万円 正味支払 - 1,071,079百万円 経験金 - 257,982百万円 正味支払 - 313,096百万円 保険金 - 313,096百万円 足び集金費 - 135,096百万円 日本保険金 - 1,071,079百万円 保険金 - 257,982百万円 正味支払 - 313,096百万円 保険金 - 313,096百万円 日本保険・金 - 1,071,079百万円 保険金 - 2,782日円 保険金 - 313,096百万円 日本保険・金 - 1,071,079百万円 日本保険金 - 313,096百万円 日本保険・金 - 313,096百万円 日本股税 - 1,071,079百万円 日本股税 - 313,096百万円 日本股税 - 313,096百万円 日本股税 - 1,071,079百万円 日本股税 <			
回収 112,275百万円	2 正味支払保険金の内訳	2 正味支払保険金の内訳	2 正味支払保険金の内訳
-) 再保険金 112,176日万円	支払保険金 462,726百万円	支払保険金 501,765百万円	支払保険金 1,071,079百万円
保険金 372,009日7月 3 諸手数料及び集金費の内訳	-) 再保険金 112,2/5日万円	-)再保険金 ^{129,755日万円}	- <u>)</u> 再保険金 257,982日万円
支払諸手教料 119,146百万円 近果金費 8,829百万円 諸手教料 110,316百万円			
及び集金費 110,480百万円	3 諸手数料及び集金費の内訳	3 諸手数料及び集金費の内訳	3 諸手数料及び集金費の内訳
-) 手数料 5,699日7日 諸手数料及び集金費 110,316百万円	及び集金費 119,140日カロ	及び集金費 123,500日カロ	及び集金費 237,630日月日
及び集金費 110,316日月日 4 支払備金繰入額(は支払備金繰入額(は支払備金繰入額(は支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)同上にかかる出再支払備金 24,188百万円繰入額 (ロ) 差引 (イ) 9,071百万円地震保険 18億数百任保険にかかる支払額(ロ) 計 (イ+ロ) 6,677百万円 5 責任準備金繰入額(ロ) 計 (イ+ロ) 6,677百万円 5 責任準備金繰入額 (コ責任準備金無人額)の内訳 普通責任準備金操入額 (出責任準備金無人額)の内記 普通責任準備金線入額 (日本) 19,319百万円空除的 同上にかかる出再責任準備 585百万円金線入額	-) 手数料 ^{0,029日刀门}	-) 手数料 0,093日カロ	-) 手数料 19,316日月日
金戻入額)の内訳 支払備金繰入 額(出再除前、 15,117百万円 (口)に掲げる 保険を除く) 同上にかかる 出再及組			
支払備金繰入 簡(出再支払 (会性を除ける) 同上にかかる 田東支払備金 24,188百万円 差引 (イ) 9,071百万円 地震動車損害 監備金減入額 2,394百万円 地震動車損保険にかかる繰入 2,394百万円 (ロ) 計 (イ+ロ) 6,677百万円 5 責任準備金繰入額(は責任 準備金戻入額(は責任準備金験人額(出再責任準備金換入額(出再責任準備金操人額(出再責任準備金操人額(出再責任準備金操人額(出再責任準備金操人額(出再責任準備金操人額(イ)) 19,305百万円 その他の責任準備金繰入額(19,307百万円 その他の責任準備金繰入額(19,307百万円		4 支払備金繰入額(は支払備	
額(出再支払 備金控除前、 (口)に掲げる 保険を除く) 同上にかかる 出再支払備金 24,188百万円 差引 (イ) 9,071百万円 地震保険およ び自動車損保険 にかか縁入 額 (ロ) 計 (イ+ロ) 6,677百万円 5 責任準備金繰入額(は責任 準備金繰入額(出再責任準備金線及)額(出再責任準備金線及)額(出再責任準備金線及)額(出再責任準備金線及)額(出再責任準備金線及)額(出再責任準備金線及)額(出再責任準備金線及)額(出售),319百万円 を別していかる 出再責人額 19,307百万円 その他の責任 準備金繰入額 19,307百万円		金戻入額)の内訳	
備金控除前、 15,117百万円 (ロ)に掲げる 保険を除く) 同上にかかる 出再支払備金 24,188百万円 繰入額 24,188百万円 地震保険および自動責害 賠償する支額 (ロ) 計 (イ+ロ) 6,677百万円 1 (ロ) 計 (イ+ロ) 6,677百万円 5 責任準備金繰入額 (は責任準備金繰入額 の内訳 普通責任準備金融級任準備金金融経 19,319百万円 控除前) 同上にかかる 出再責任 第二章 (イ) 19,905百万円 全の他の責任 準備金繰入額 19,907百万円 (ロ)			
(ロ)に掲げる 保険を除くかる 出再支払備金 24,188百万円 繰入額 24,188百万円 を引 (イ) 9,071百万円 地震保険するよび自責任とない。 (ロ) 計 (イ+ロ) 6,677百万円 5 責任準備金繰入額(は責任 準備金戻入額)の内訳 普通会配(出責任準備金線入準備・19,319百万円 投除前) 同上にかかる 金線入額 19,319百万円 を記入準備を19,319百万円 を記入準備を19,307百万円 を記入準備を19,307百万円 を記入がある。 19,307百万円 を記入がある。 19,307百万円 を記入がある。 19,307百万円			
保険を除く) 同上にかかる 出再支払備金 24,188百万円 繰入額 24,188百万円 地震保険および自動車損害 賠償責任保険払 (こかかる支払 備金繰入額(ロ) 6,677百万円 5 責任準備金繰入額(は責任 準備金戻入額)の内訳 普通責任準備金繰入額(は 再責任準備金繰入額(19,319百万円 控除前) 同上にかかる 出再責額 585百万円 金繰入種 19,905百万円 その他の責任 準備金繰入額 19,307百万円			
同上にかかる出再支払備金 24,188百万円 繰入額 差引 (イ) 9,071百万円 地震保険および自動責任保険にかかる支払 (口) 計 (イ+ロ) 6,677百万円 地震保証 19,319百万円 連備金繰入額 19,319百万円 投除前) 同上にかかる出再責任準備 585百万円 金線入額 585百万円 全の他の責任 準備金繰入額 19,307百万円 (ロ)			
世再支払備金 24,188百万円 経入額 差引 (イ) 9,071百万円 地震保険および自動車保険 にかかる支額 (2,394百万円 備金繰入額 (ロ) 計 (イ+ロ) 6,677百万円 責任準備金繰入額 (は責任 準備金戻入額 の内訳 普通責任準備 金繰入額 (19,319百万円 控除前) 同上にかかる 出再責任準備 金線入額 (19,319百万円 を紹入額 (19,307百万円 を紹入額 (19,905百万円 を紹入額 (19,905百万円 その他の責任 準備金繰入額 (19,307百万円 (ロ)		-	
繰入額 差引 (イ) 9,071百万円 地震保険および自動車損害 賠償責任保険にかかる支払 (口)			
地震保険および自動車損害 賠償責任保険にかかる支払 額(ロ) 計 (イ+ロ) 6,677百万円 5 責任準備金繰入額(は責任 準備金戻入額)の内訳 普通責任準備 金繰入準備金 19,319百万円 控除前) 同上にかかる 出再責任準備 差繰入額 差引(イ) 19,905百万円 その他の責任 準備金繰入額 19,307百万円 (ロ)		繰入額	
び自動車損害 賠償責任保険 にかかる支払 備金繰入額 (ロ) 計 (イ+ロ) 6,677百万円 5 責任準備金繰入額(は責任 準備金戻入額)の内訳 普通責任準備 金繰入額(出 再責任準備金繰入額(出 再責任準備金線入額 19,319百万円 控除前) 同上にかかる 出再責任準備 金繰入額 差引(イ) 19,905百万円 その他の責任 準備金繰入額 19,307百万円 (ロ)		差引 (イ) 9,071百万円	
照償責任保険にかかる支払 2,394百万円 備金 繰入額 (口) 計 (イ+ロ) 6,677百万円 5 責任準備金繰入額(は責任 準備金戻入額)の内訳 普通責任準備金繰入額(出 19,319百万円 控除前) 同上にかかる 出再責任準備 585百万円金繰入額 19,905百万円 その他の責任 準備金繰入額 19,307百万円 (口)		地震保険およ	
計 (イ+ロ) 6,677百万円 5 責任準備金繰入額(は責任 準備金戻入額)の内訳 普通責任準備金繰入額(出 19,319百万円 投除前) 同上にかかる出再責任準備 585百万円金繰入額 差引 (イ) 19,905百万円 その他の責任 準備金繰入額 19,307百万円 (ロ)		賠償責任保険 にかかる支払 ^{2,394} 百万円	
5 責任準備金繰入額(は責任 準備金戻入額)の内訳 普通責任準備 金繰入額(出 19,319百万円 控除前) 同上にかかる 出再責任準備 585百万円 金繰入額 差引(イ) 19,905百万円 その他の責任 準備金繰入額 19,307百万円 (ロ)		<u>(口)</u>	
準備金戻入額)の内訳 普通責任準備 金繰入額(出 再責任準備金 控除前) 同上にかかる 出再責任準備 金繰入額 差引(イ) 19,905百万円 その他の責任 準備金繰入額 19,307百万円 (ロ)			
金繰入額(出 再責任準備金 控除前) 同上にかかる 出再責任準備 585百万円 金繰入額 差引(イ) 19,905百万円 その他の責任 準備金繰入額 19,307百万円 (ロ)		-	
金繰入額(出 再責任準備金 控除前) 同上にかかる 出再責任準備 585百万円 金繰入額 差引(イ) 19,905百万円 その他の責任 準備金繰入額 19,307百万円 (ロ)		普通責任準備	
出再責任準備 585百万円 金繰入額 差引 (イ) 19,905百万円 その他の責任 準備金繰入額 19,307百万円 (ロ)		再責任準備金 「タ,ऽเタロクプロ	
出再責任準備 585百万円 金繰入額 差引 (イ) 19,905百万円 その他の責任 準備金繰入額 19,307百万円 (ロ)		同上にかかる	
その他の責任 準備金繰入額 19,307百万円 (ロ)			
準備金繰入額 19,307百万円 (ロ)		· ·	
<u>(D)</u>			
計(イ+口) 39,212白万円			
		計 (1+山) 39,212白万円	

V 50 A 5 40 50					
前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度			
(自 平成16年4月1日	(自 平成17年4月1日	(自 平成16年4月1日			
至 平成16年9月30日)	至 平成17年9月30日)	至 平成17年3月31日)			
6 利息及び配当金収入の内訳	6 利息及び配当金収入の内訳	6 利息及び配当金収入の内訳			
預貯金利息 132百万円	預貯金利息 116百万日				
コールローン 利息 1000 100 100 100 100 100 100 100 100 10	コールローン 0百万F 利息	利 忌			
買現先勘定 利息 3百万円	買現先勘定 利息 2百万F	刊心			
買入金銭債権 利息 利息	買入金銭債権 利息 66百万F	日 買入金銭債権 133百万円 利息			
有価証券利息・ 配当金 29,218百万円	有価証券利息・ 配当金 36,880百万F	有価証券利息・ 配当金 66,498百万円			
貸付金利息 4,841百万円	貸付金利息 3,853百万F	日 貸付金利息 9,187百万円			
不動産賃貸料 2,900百万円	不動産賃貸料 2,633百万F				
その他利息・ 配当金 468百万円	その他利息・ 配当金 600百万F	10000000000000000000000000000000000000			
利息及び 配当金収入 37,636百万円	利息及び 配当金収入 44,154百万F	利息及び 配当金収入 82,705百万円			
	7 当中間会計期間における減				
	損失に関する事項は、次の	と る事項は、次のとおりであり			
	おりであります。	ます。			
	(1) 資産をグルーピングした	5 │ (1) 資産をグルーピングした方 │			
	法	法			
	保険事業等の用に供してい				
	る不動産等については、	·			
	険事業等全体で1つの資 では、				
	グループとしております。				
	また、保険事業等の用に				
	していない賃貸不動産等				
	よび遊休不動産等につい	τ			
	は、それぞれの物件ごと	こ			
1 つの資産グループとして		τ			
	おります。				
	0,76,9				

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
·	(2) 減損損失の認識に至った経	(2) 減損損失の認識に至った経
	緯	緯
	保険事業等の用に供してい	保険事業等の用に供してい
	た不動産のうち、店舗等の	た不動産のうち、前期より
	統廃合を進めたことにより	引き続き組織・要員の見直
	新たに遊休状態となり、将	し、店舗等の統廃合を進め
	来の用途が定まっていない	たことにより、主たる使用
	物件につきましては、遊休	状況が賃貸用である物件に
	不動産等への用途変更を行	ついて、賃貸不動産等への
	いました。このうち回収可	用途変更を行いました。ま
	能価額が帳簿価額を下回る	た、新たに遊休状態とな
	資産グループにつきまし	り、将来の用途が定まって
	て、帳簿価額を回収可能価	いない物件につきまして
	額まで減額し、当該減少額	は、遊休不動産等への用途
	を減損損失として特別損失	変更を行いました。このう
	に計上しております。	ち回収可能価額が帳簿価額
	ich zo co ya y	を下回る資産グループにつ
		きまして、帳簿価額を回収
		可能価額まで減額し、当該
		減少額を減損損失として特
		別損失に計上しておりま
		す。
	(3) 減損損失を認識した資産グ	っぱい
	ループと減損損失計上額の	ループと減損損失計上額の
	固定資産の種類ごとの内訳	固定資産の種類ごとの内訳
	用途 資産グループ 減損損失(百万円)	用途 資産グループ 減損損失(百万円)
	土地 建物 計	土地 建物 計
	遊休 東大阪ビル - 233 233	賃貸 守口ビルなど 11,348 4,322 15,671 11,348 4,322 15,671
		(注) 多数の資産グループにおいて
		減損損失が発生していること
		から、表示を明瞭にするため
		用途ごとに集約して記載して
		おります。なお、土地には借
		地権の減損損失144百万円が
		含まれております。
	(4) 回収可能価額の算定方法	(4) 回収可能価額の算定方法
	回収可能価額は、正味売却	回収可能価額は、賃貸不動
	価額を適用しております。	産等については物件により
	また、正味売却価額は不動	使用価値または正味売却価
	産鑑定評価基準に基づく鑑	額を、遊休不動産等につい
	定評価額を使用しておりま	ては正味売却価額を適用し
	ਰੇ。	ております。
		なお、使用価値については
		将来キャッシュ・フローを
		5.7%~9.5%で割り引いて
		算定しております。また、
		正味売却価額については不
		動産鑑定評価基準に基づく
		鑑定評価額または路線価方
		式による相続税評価額を使
		田しております

用しております。

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)		
8 特別利益は、不動産動産処分 益29,245百万円および海外再 保険取引に起因する損失に関 して、米国保険代理店フォー トレス・リー社等より受け取 った和解金5,825百万円であ ります。	8 特別利益は、海外再保険取引 に起因する損失に関して米国 保険代理店フォートレス・リ ー社等より受け取った和解金 11,497百万円および不動産動 産処分益791百万円でありま す。	8 特別利益は、不動産動産処分 益37,338百万円、損保ジャパ ン厚生年金基金の解散に伴う 退職給付引当金取崩益9,363 百万円、および海外再保険取 引に起因する損失に関して、 米国保険代理店フォートレ ス・リー社等より受け取った 和解金6,839百万円でありま す。		
9 特別損失のその他の主なもの は、不動産動産処分損4,637 百万円、米国保険代理店フォ ートレス・リー社との海外再 保険取引に関する訴訟関連費 用1,404百万円および不動産 評価損382百万円などであり ます。	9 特別損失のその他は、役員の 退職慰労金に関する退職給付 引当金繰入額のうち過年度対 応額927百万円、米国保険代 理店フォートレス・リー社と の海外再保険取引に関する訴 訟関連費用921百万円、不動 産動産処分損543百万円およ び不動産評価損102百万円で あります。	9 特別損失のその他の主なもの は、不動産動産処分損5,335 百万円、不動産評価損2,260 百万円および米国保険代理店 フォートレス・リー社等との 海外再保険取引に関する訴訟 関連費用2,189百万円などで あります。		

<u>前へ</u> <u>次へ</u>

項目	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1 リース物件の所有 権が借主に移転す ると認められるも の以外のファイナ ンス・リース取引	(1) リース物件の取得価額 相当額、減価償却累計 額相当額、減損損失累 計額相当額および中間 会計期間末残高相当額	(1) リース物件の取得価額 相当額、減価償却累計 額相当額、減損損失累 計額相当額および中間 会計期間末残高相当額	(1) リース物件の取得価額 相当額、減価償却累計 額相当額、減損損失累 計額相当額および期末 残高相当額
	取得価額 潔価價却 減損損失 中間会計 累計額 相当額 (百万円) (百万円) (百万円) (百万円) (百万円) (百万円) (五万円) (五万円) (五万円) (五万円)	取得価額 相当額 (百万円) 相当額 (百万円) (百万円) (百万円) (百万円) 動産 3,451 2,547 904	取得価額 相当額 (百万円) 開末残高 相当額 (百万円) (百万円) (百万円) 動産 4,912 3,899 1,012
	なお、取得価額相当額 は、未経過リース料中 間会計期間末残高の中間 動産及び動産の中間会 計期間末残高等に占め る割合が低いため、支 払利子込み法により算 定しております。	同左	なお、取得価額相当額 は、未経過リース料期 末残高の不動産及び動 産の期末残高等に占め る割合が低いため、支 払利子込み法により算 定しております。
	(2) 未経過リース料中間会 計期間末残高相当額等 1年内 712百万円 1年超 347百万円	(2) 未経過リース料中間会 計期間末残高相当額等 1年内 396百万円 1年超 508百万円 合計 904百万円	(2) 未経過リース料期末残 高相当額等 1年内 702百万円 1年超 309百万円 合計 1,012百万円
	合計1,059百万円リース資産減損勘定の百万円残高	504日7円 リース資産 減損勘定の 百万円 残高	リース資産 減損勘定の 百万円 残高
	なお、未経過リース料 中間会計期間末残高相 当額は、未経過リース 料中間会計期間末残の 不動産及び動産の 間会計期間末残高中 間会計期間合が低いた め、支払利子込み法に より より ます。	同左	なお、未経過リース料 期末残高相当額は、未 経過リース料期末残高 の不動産及び動産の期 末残高等に占める割合 が低いため、支払利子 込み法により算定して おります。
	資産減損勘定の取崩 額、減価償却費相当額 および減損損失	(3) 支払リース料、リース 資産減損勘定の取崩 額、減価償却費相当額 および減損損失	資産減損勘定の取崩 額、減価償却費相当額 および減損損失
	支払リース料 1,190百万円 リース資産 減損勘定の 百万円 取崩額	支払リース料 797百万円 リース資産 減損勘定の 百万円 取崩額	支払リース料 1,225百万円 リース資産 減損勘定の 百万円 取崩額
	減価償却費 1,190百万円 相当額 百万円 減損損失 百万円 (4) 減価償却費相当額の算	減価償却費 相当額 減損損失 百万円 (4) 減価償却費相当額の算	減価償却費 相当額 減損損失 百万円 (4) 減価償却費相当額の算
	定方法 リース期間を耐用年数 とし、残存価額を零と する定額法によってお ります。	定方法 同左	定方法 同左
2 オペレーティン グ・リース取引	未経過リース料 1年内 91百万円 1年超 47百万円 合計 138百万円	未経過リース料1 年内57百万円1 年超42百万円合計100百万円	未経過リース料1 年内40百万円1 年超48百万円合計89百万円

(有価証券関係)

子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの 前中間会計期間末(平成16年9月30日現在) 該当事項はありません。

当中間会計期間末(平成17年9月30日現在) 該当事項はありません。

前事業年度末(平成17年3月31日現在) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間		当中間会計期間		前事業年度	
1 株当たり純資産額	845.02円	1 株当たり純資産額	1,164.69円	1 株当たり純資産額	958.83円
1 株当たり中間純利益	10.73円	1 株当たり中間純利益	39.75円	1 株当たり当期純利益	57.80円
潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益	10.66円	潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益	39.73円	潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	57.39円

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額および潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、 以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1株当たり中間(当期) 純利益金額			
中間(当期)純利益 (百万円)	10,562	39,126	56,898
普通株主に帰属しない 金額(百万円)			
普通株式に係る中間 (当期)純利益(百万円)	10,562	39,126	56,898
普通株式の 期中平均株式数(千株)	984,273	984,164	984,245
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額 (百万円)	25		80
(うち支払利息(税額相当 額控除後))(百万円)	(24)	()	(47)
(うち手数料等(税額相当 額控除後))(百万円)	(1)	()	(33)
普通株式増加数(千株)	8,482	577	8,453
(うち転換社債(千株))	(7,974)	()	(7,974)
(うちストックオプショ ン(千株))	(508)	(577)	(479)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 1銘柄 潜在株式の数 305,000株 新株予約権の概要につい ては、「第4 提出会社 の状況 1 株式等の状況 1 株式等の状況 1 株式等の状況 1 はいますの状況 に記載のとおりであります。	新株予約権 1銘柄 潜在株式の数 305,000株 新株予約権の概要につい ては、「第4 提出会社 の状況 1 株式等の状況 1 株式等の状況 1 株式等の状況 1 はいかに記載のとおりであります。	新株予約権 1銘柄 潜在株式の数 305,000株 新株予約権の概要につい ては、「第4 提出会社 の状況 1 株式等の状 況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおりで あります。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 半期報告書の訂正報告書

平成17年 4 月18日 関東財務局長に提出

平成16年12月22日関東財務局長に提出した第62期中半期報告書に係る訂正報告書であります。

(2) 半期報告書の訂正報告書

平成17年5月30日 関東財務局長に提出

平成16年12月22日関東財務局長に提出した第62期中半期報告書に係る訂正報告書であります。

(3) 有価証券報告書

事業年度

平成16年4月1日 自

平成17年6月28日

及びその添付書類 (第62期) 至 平成17年3月31日 関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成17年7月12日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(ストックオプション制度に基づく新株予約権の発行)に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

平成17年8月1日 関東財務局長に提出

平成17年7月12日関東財務局長に提出した臨時報告書に係る訂正報告書(新株予約権発行日到来によ る内容の一部確定)であります。

(6) 訂正発行登録書

平成17年 4 月18日 平成17年 5 月30日

平成17年6月28日

平成17年7月12日

及び平成17年8月1日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

平成16年12月22日

株式会社損害保険ジャパン 取締役会 殿

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 新 里 智 弘 業務執行社員 公認会計士 新 里 智 弘

指定社員 公認会計士 内 田 満 雄 業務執行社員 公認会計士 内 田 満 雄

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社損害保険ジャパンの平成16年4月1日から平成17年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社損害保険ジャパン及び連結子会社の平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

平成17年12月26日

株式会社損害保険ジャパン 取締役会 殿

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 新 里 智 弘 業務執行社員 公認会計士 新 里 智 弘

指定社員 公認会計士 内 田 満 雄 業務執行社員 公認会計士 内 田 満 雄

指定社員 業務執行社員 公認会計士 神 山 宗 武

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社損害保険ジャパンの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社損害保険ジャパン及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は役員の退職慰労金について支出時の費用として処理する方法から内規に基づく期末要支給額を退職給付引当金に含めて計上する方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

平成16年12月22日

株式会社損害保険ジャパン 取締役会 殿

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 新 里 智 弘 業務執行社員 公認会計士 新 里 智 弘

指定社員 業務執行社員 公認会計士 内 田 満 雄

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社損害保険ジャパンの平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第62期事業年度の中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成 基準に準拠して、株式会社損害保険ジャパンの平成16年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する 中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示している ものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

平成17年12月26日

株式会社損害保険ジャパン 取締役会 殿

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 新 里 智 弘 業務執行社員 新 里 智 弘

指定社員 業務執行社員 公認会計士 内 田 満 雄

指定社員 公認会計士 神 山 宗 武業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社損害保険ジャパンの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第63期事業年度の中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成 基準に準拠して、株式会社損害保険ジャパンの平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する 中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示している ものと認める。

追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は役員の退職慰労金について支出時の費用として処理する方法から内規に基づく期末要支給額を退職給付引当金に含めて計上する方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。